

# 静岡県の情報公開・個人情報保護

令和5年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況年次報告書

令和6年12月

静岡県経営管理部法務課



# 目 次

ページ

## 第1章 情報公開・個人情報保護制度のあらまし

### 第1 情報公開の総合的推進

- 1 情報公開条例（現行条例）の制定…………… 1
- 2 情報公開制度の体系…………… 1

### 第2 公文書開示制度

- 1 公文書開示請求権…………… 2
- 2 対象となる公文書の範囲…………… 2
- 3 実施機関…………… 2
- 4 開示請求の方法…………… 3
- 5 開示・非開示の決定…………… 3
- 6 開示できない情報（非開示情報）…………… 3
- 7 開示の実施…………… 5
- 8 審査請求…………… 6
- （参考資料）公文書開示請求書…………… 7

### 第3 情報提供施策

- 1 情報提供推進の取組（「情報提供の推進に関する要綱」）…………… 8
- 2 情報提供の窓口…………… 9

### 第4 個人情報保護制度

- 1 実施機関における個人情報の取扱い…………… 10
- 2 開示、訂正及び利用停止…………… 11
- 3 静岡県個人情報保護審査会…………… 11
- （参考資料）保有個人情報開示請求書…………… 12

## 第2章 令和5年度情報公開・個人情報保護の実施状況

### 第1 公文書開示制度

- 1 実施機関別の請求及び処理の状況…………… 13
- 2 請求内容別件数…………… 15
- 3 請求方法別件数…………… 15
- 4 開示率…………… 15
- 5 15日以内決定率…………… 15
- 6 非開示理由の内訳…………… 15
- 7 年度別の公文書開示請求及び処理の状況…………… 17
- 8 行政不服審査法に基づく審査請求の状況…………… 17
- 9 静岡県情報公開審査会の開催等の状況…………… 17
- 10 静岡県情報公開審査会の審議内容…………… 18
- 11 静岡県情報公開審査会審議案件概要…………… 19

## 参考答申（静岡県情報公開審査会）

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 令和5年6月21日答申（諮問第236号）  | 22 |
| 2 | 令和5年6月29日答申（諮問第235号）  | 27 |
| 3 | 令和5年12月27日答申（諮問第230号） | 31 |
| 4 | 令和6年2月28日答申（諮問第240号）  | 35 |
| 5 | 令和6年2月28日答申（諮問第241号）  | 41 |
| 6 | 令和6年2月28日答申（諮問第242号）  | 44 |
| 7 | 令和6年3月25日答申（諮問第243号）  | 48 |

## 第2 行政資料・統計資料等の提供

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 県民サービスセンターの利用者数   | 50 |
| 2 | 行政資料・統計資料の貸出状況    | 50 |
| 3 | 情報提供した主な行政資料・統計資料 | 51 |

## 第3 個人情報保護制度

|    |                         |    |
|----|-------------------------|----|
| 1  | 実施機関別の保有個人情報開示請求及び処理の状況 | 53 |
| 2  | 開示率                     | 54 |
| 3  | 15日以内決定率                | 54 |
| 4  | 不開示理由の内訳                | 54 |
| 5  | 年度別の保有個人情報開示請求及び処理の状況   | 55 |
| 6  | 保有個人情報訂正請求の処理状況         | 56 |
| 7  | 保有個人情報利用停止請求の処理状況       | 56 |
| 8  | 行政不服審査法に基づく審査請求の状況      | 57 |
| 9  | 静岡県個人情報保護審査会の開催等の状況     | 57 |
| 10 | 静岡県個人情報保護審査会の審議内容       | 58 |
| 11 | 静岡県個人情報保護審査会審議案件概要      | 58 |

## 参考答申（静岡県個人情報保護審査会）

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 令和5年12月22日答申（諮問第49号） | 60 |
| 2 | 令和5年12月22日答申（諮問第50号） | 62 |
| 3 | 令和6年3月18日答申（諮問第52号）  | 63 |

|      |    |
|------|----|
| 参考例規 | 65 |
|------|----|

## 第1章 情報公開・個人情報保護制度のあらまし



# 第1章 情報公開・個人情報保護制度のあらまし

## 第1 情報公開の総合的推進

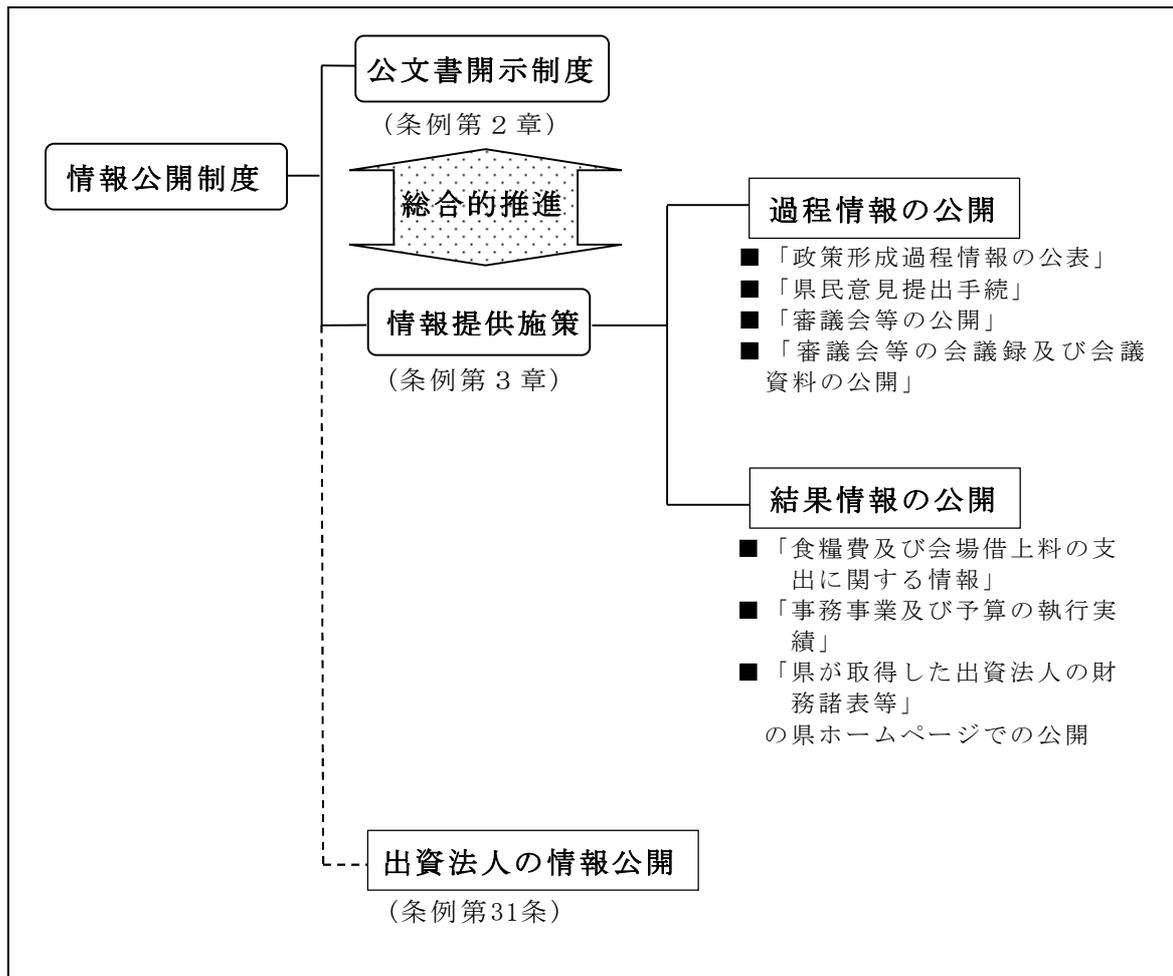
### 1 情報公開条例(現行条例)の制定

情報公開は、県が保有している情報を様々な方法、手段で県民に公開することにより、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進することを目的としています。

本県では、平成元年10月から「公文書の開示に関する条例(旧条例)」に基づき情報公開に取り組んできましたが、その後の地方分権の推進や情報通信技術の発達など情報公開を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、平成12年10月27日、旧条例を全部改正して新たに「静岡県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しました。

新条例は、請求に基づいて公文書を開示する「公文書開示制度」について規定するとともに、県政に係る情報を主体的に提供していく「情報提供施策」の充実を図る旨を定め、さらに県出資法人についても情報公開を推進することを明示するなど、情報公開を総合的に推進していくこととしています。

### 2 情報公開制度の体系



## 第2 公文書開示制度

### 1 公文書開示請求権

公文書開示請求権は、だれでも理由や目的を問われることなく公文書の開示を請求することができる権利です。一方、県(実施機関)は当該公文書を開示する義務を負います(ただし、公文書に非開示情報が記録されている場合を除きます。)

### 2 対象となる公文書の範囲

開示請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が仕事を進める上で作成したり、取得した文書、図画及び電磁的記録で、組織において業務上必要なものとして利用、保存するため、実施機関が定める文書管理規則等により管理しているものです。

本県では、文書を次のように分類しています。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 文<br>書  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">起案文書</div><br>事案の決定のための案を記載した文書等で、押印又はこれに準じた処理による意思決定を伴うもの<br>… 決裁済文書、決裁途上の文書など                            | 条<br>例<br>が<br>対<br>象<br>と<br>す<br>る<br>公<br>文<br>書 |
|   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">供覧文書</div><br>組織内の閲覧に供するために回付した文書等で意思決定を伴わないもの<br>… 供覧済文書、供覧途上の文書など  |   |
|   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料文書</div><br>公文書のうち起案文書及び供覧文書を除いたもの<br>… 課長以上を交えた検討に付された文書(原本)<br>課長以上への説明文書(原本)<br>供覧に付さない「会議等で受領した文書」など |   |
| 等   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人管理文書</div><br>文書等のうち公文書を除いたもの(職員個人の検討段階にあるものなど)<br>… 個人の検討段階にある文書、資料<br>自己の職務の便宜のために保有している「正式文書のコピー」など   |   |
| 別<br>途<br>管<br>理  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市販文書</div><br>官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの  |   |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職員の私文書</div> |   |   |

### 3 実施機関

地方自治法、警察法、地方公営企業法等により独立した権限を行使できる県の機関等で、情報公開条例に基づき公文書開示制度を実施するものを実施機関と称しています(21機関)。

## 実施機関

- ・ 知事
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 公安委員会
- ・ 収用委員会
- ・ 公営企業管理者
- ・ 公立大学法人静岡文化芸術大学
- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構
- ・ 静岡県道路公社
- ・ 議会
- ・ 人事委員会
- ・ 警察本部長
- ・ 海区漁業調整委員会
- ・ がんセンター事業管理者
- ・ 教育委員会
- ・ 監査委員
- ・ 労働委員会
- ・ 内水面漁場管理委員会
- ・ 静岡県公立大学法人
- ・ 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
- ・ 静岡県住宅供給公社
- ・ 静岡県土地開発公社

## 4 開示請求の方法

公文書の開示請求は、氏名、住所、公文書の名称又は内容、閲覧の方法の区分、連絡先を記載した公文書開示請求書（7頁）を、次のいずれかの方法により提出して行います。

なお、開示請求書は県のホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 静岡県公文書センター（県庁東館2階）又は各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局（所在地一覧：9頁）で、開示請求書を提出する方法
- ② 郵送で開示請求書を提出する方法
- ③ ファクシミリ（FAX番号054-221-2099）で開示請求書を提出する方法
- ④ インターネット（「ふじのくに 電子申請サービス」※）で必要事項を入力して請求する方法

※ <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/onlineservice/denshishinsei/1041985.html>のページで御案内しています。

## 5 開示・非開示の決定

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示するかどうかを決定し、請求者に対して書面で通知します（開示請求に係る公文書の全部を直ちに開示するときは、口頭で告知します。）。

なお、やむを得ない理由により15日以内に決定できないときは、30日以内に限り決定期間を延長することがあります。

## 6 開示できない情報（非開示情報）

請求があった公文書は、開示することが原則ですが、公文書に記載された情報が次のいずれかに該当する場合は、その例外として開示することができません。

### (1) 法令秘情報

法律、政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令、条例等により公にすることができないとされている情報

### (2) 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は②特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、①及び②とも、次のいずれにも該当しない場合に限り、

ア 法令等の規定や慣行（事実上の慣習として行われていること）により、誰でも容易に入手することができる状態にある、又はその状態になる予定の情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員の職務遂行（行政処分などの公権力の行使、職務としての会議への出

席、発言その他の事実行為)に関する情報のうち公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分。ただし、警察職員の氏名に関しては、この規定は適用されません。

個人に関する情報で、①特定の個人を識別することができるもの又は②特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれのあるものは非開示

**個人に関する情報**

思想、信条、心身の状況、所得、財産など個人の人格や私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報その他個人との関連性を有するすべての情報

**①特定の個人を識別することができるもの**

氏名、住所、生年月日その他の記述により、特定の個人であると明らかに識別することができるもの又は識別される可能性があるもの

**②特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれのあるもの**

カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の研究論文等で、個人識別性のある部分を除いたとしても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

**(2)の2 行政機関等匿名加工情報及び削除情報**

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号。

**(3) 事業活動情報**

法人その他の団体（国及び地方公共団体等を除く。以下「法人等」といいます。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除きます。

| 法人等や事業を営む個人の事業活動に関する情報 |  |   |
|------------------------|--|---|
| A<br>非開示とならない情報        | B 非開示となる情報   |   |
| 右の要件に該当しない事業活動情報       | ①権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報                                   | ②非公開特約付きの任意提供情報<br>実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの |
|                        | (ただし書～非開示とならない情報～)<br>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 |   |

**(4) 犯罪の予防、捜査等情報**

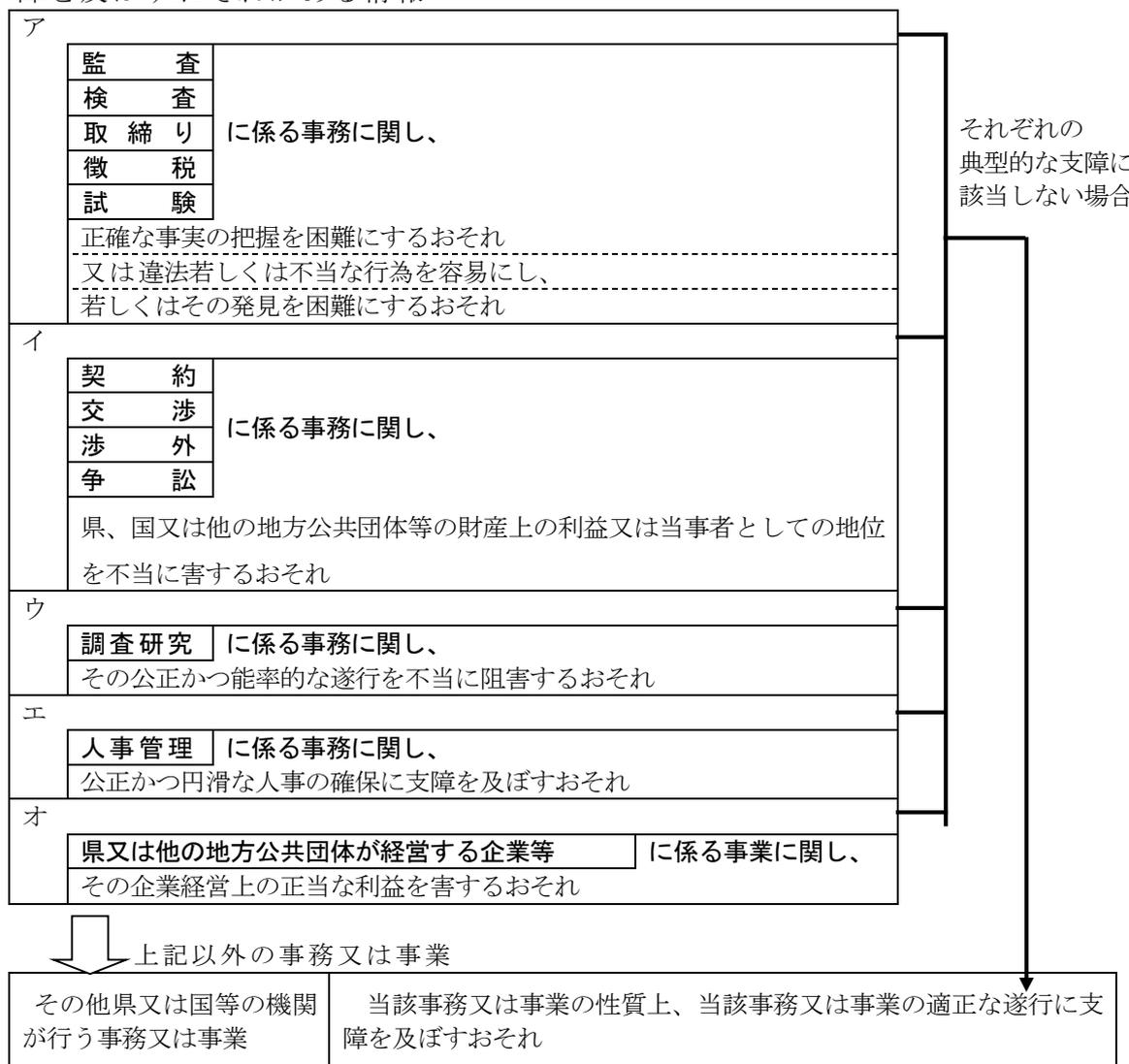
開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、実施機関が認めることについて相当の理由がある情報

**(5) 審議、検討又は協議に関する情報**

- 県又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、次のおそれがある情報
- ア 外部からの圧力、干渉等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
  - イ 未成熟な情報であつて、公にされることにより不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に混乱を生じさせるおそれ
  - ウ 公にされることにより、特定の者に不当に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれ

(6) 事務又は事業に関する情報

公にすることにより、県又は国等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報



(7) 会派又は議員個人の活動に関する情報

公にすることにより、議会における会派活動又は議員個人の政治活動に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

7 開示の実施

(1) 開示の実施方法

開示決定通知書に記載した日時及び場所において、開示請求のあった公文書の原本又は写しを閲覧に供し、請求者の求めに応じて、当該公文書の写しを交付します（当該公文書の写しの郵送を求めたり、対象公文書を閲覧した後に必要な部分の写しの交付を受けたりすることもできます。）。

## (2) 費用の負担

### ① 閲覧

基本的に閲覧のための費用は必要ありません。

ただし、電磁的記録の場合で、画面等に出力するために特別な処理が必要なものについては、当該処理の前に必要な費用の負担をしていただきます。

### ② 写しの交付

写しの作成に要する費用として、知事に対する開示請求の場合は、知事が保有する公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱に定める額（単色刷りでA3までのサイズのものであれば1枚10円）を負担していただきます。

なお、写しの交付を郵送で希望する場合には、別途、郵送料（郵券）を負担していただきます。

## 8 審査請求

開示請求があった公文書について部分開示決定や非開示決定がなされたときなど、その決定に不服がある場合は、請求者は、当該決定をした実施機関に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

審査請求を受けた実施機関は、「静岡県情報公開審査会」に諮問し、審査会の審議を経て審査請求に対する裁決を行います。

情報公開審査会は、審査請求案件を公正な第三者の立場で調査審議するために設けられた、知事の附属機関です。

令和5年度の静岡県情報公開審査会答申について、22頁以降に掲載しています。

公文書開示請求書

年 月 日

様

郵便番号

開示請求者 住所又は居所 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

|   |   |
|---|---|
| 開示請求に係る公文書の名称又は内容                                     |   |
| 開示の方法の区分<br><br>〔希望する方法に〕<br>印を付してください。               | 1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴<br>2 <input type="checkbox"/> 写しの交付<br><br>(1) <input type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書の全部を希望する。<br><input type="checkbox"/> 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。<br><br>(2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望する。<br><input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望する。 |
| 連絡先<br>〔請求内容について照会することがありますので、担当者の氏名、電話番号等を記載してください。〕 |   |

以下の欄には記入しないでください。

| 処 理 状 況                        | 1 即日開示 | 2 後日決定 |
|--------------------------------|--------|--------|
| 対象公文書の名称<br>(即日開示の場合のみ記入すること。) |        |        |
| 担 当 課 名                        |        |        |
| 備 考                            |        |        |

### 第3 情報提供施策

#### 1 情報提供推進の取組（「情報提供の推進に関する要綱」）

請求に基づいて公文書を開示する「公文書開示制度」と県政に係る情報を主体的に提供する「情報提供施策」とは相互に補完し合う、情報公開制度の両輪の関係にあります。県では、県民の皆様の関心が高い県政に係る情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の充実に努めています。

##### (1) 過程情報の公開

政策形成の過程における情報を公開するとともに、県民の多様な意見を把握し県民の意見を考慮して政策を決定することにより、県行政に対する県民の理解を深め、県民参加の促進を図ることとしています。

##### ア 「政策形成過程情報の公表」と「県民意見提出手続」

県の施策に対して県民に理解を深めていただくとともに、県民参加を促進して、県民本位の行政運営を進めていくためには、県政の重要課題等について積極的に情報提供を行っていくことが重要です。このため、平成14年4月から、県の施策の基本となる計画や条例の策定・制定等について、最終決定される前の案の概要を公表する「政策形成過程情報の公表」と、これを基に県民から意見を募集する「県民意見提出手続」を実施しています。

##### イ 審議会等の会議の公開

各界の有識者からなる「審議会」、「委員会」、「懇話会」等は、県の政策形成の過程において重要な役割を果たしています。このため、従来から、その会議録や会議資料を公開してきましたが、平成14年1月からは審議会等の会議そのものを原則公開しています。

なお、公開は、会議ごとに予め定めた傍聴手続等に則った方法で行い、会議の開催に先立って、開催案内等を報道に情報提供するとともに、インターネット等を通じて事前に県民にお知らせすることとしています。

##### (2) 結果情報の公開

県行政の諸活動の結果を明らかにすることにより、県行政の透明性を高め、公正な県行政の執行と県民の信頼の確保を図ることとし、以下について県ホームページで公開しています（アについては令和3年8月執行分から）。

| 名称                    | 左の内容  | 開始時期                       |
|-----------------------|---|----------------------------|
| ア 食糧費及び会場借上料の支出に関する情報 | 県が実施した会議・懇談等の支出内容（会議名、支払先の名称、金額等）等が分かります。                                   | H9年5月～                     |
| イ 事務事業及び予算の執行実績       | 本庁各課及び各出先機関が定期監査調書に準じて作成したもので、1年間に実施した業務の概要や予算の執行状況などが分かります。                | H10年9月～                    |
| ウ 県が取得した出資法人の財務諸表等    | 県が出資又は出捐し、所管官庁となっている社団・財団の概要や財務内容などが分かります。                                  | H10年9月～                    |
| エ 審議会等の会議録・会議資料       | 地方自治法に基づき設置された附属機関、要綱等により設置された委員会、懇話会等の概要のほか、開催された会議の日時、出席者、審議検討内容などが分かります。 | H10年10月～<br>及び<br>H12年10月～ |

## 2 情報提供の窓口

情報提供施策を推進するための窓口は次のとおりです。

### (1) 県民サービスセンター（県庁東館2階）

公文書開示の案内を行うほか、県で発行あるいは収集した行政資料や統計資料、パンフレットなどを配架して、どなたでも自由に御覧いただけるようにしています。また、これら資料のうち一部については貸出しも行っています。

所在地：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館2階  
電話：054-221-2455 ファクス：054-221-2419

### (2) 各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局（県内9箇所）

地域における身近な県の機関として、行政資料や統計資料などの情報提供を行うとともに、公文書開示請求の受付や相談の対応を行っています。

| 名称               | 所在地                                   | 電話           |
|------------------|---------------------------------------|--------------|
| 下田財務事務所          | 〒415-0016<br>下田市中531-1（下田総合庁舎内）       | 0558-24-2012 |
| 熱海財務事務所          | 〒413-8686<br>熱海市水口町13-15（熱海総合庁舎内）     | 0557-82-9057 |
| 沼津財務事務所          | 〒410-8520<br>沼津市高島本町1-3（東部総合庁舎内）      | 055-920-2012 |
| 富士財務事務所          | 〒416-8544<br>富士市本市場441-1（富士総合庁舎内）     | 0545-65-2111 |
| 静岡財務事務所          | 〒422-8630<br>静岡市駿河区有明町2-20（静岡総合庁舎内）   | 054-286-9112 |
| 藤枝財務事務所          | 〒426-8663<br>藤枝市瀬戸新屋362-1（藤枝総合庁舎内）    | 054-644-9116 |
| 磐田財務事務所          | 〒438-0086<br>磐田市見付3599-4（中遠総合庁舎内）     | 0538-37-2206 |
| 浜松財務事務所          | 〒430-0929<br>浜松市中央区中央1丁目12-1（浜松総合庁舎内） | 053-458-7123 |
| 西部農林事務所<br>天竜農林局 | 〒431-3313<br>浜松市天竜区二俣町鹿島559（北遠総合庁舎内）  | 053-926-2311 |

### (3) インターネットの県ホームページ

現在、県のホームページでは、県政に係る様々な情報を提供するとともに、県の条例や規則などの各種データベースが構築されており、自由にアクセスできるようになっています。

☆ 静岡県のホームページのアドレス  
<https://www.pref.shizuoka.jp/index.html>

## 第4 個人情報保護制度

本県では、平成14年10月、県の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定める「静岡県個人情報保護条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することに努めてきました。

令和5年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律の改正により、本県にも同法が適用されることとなりました。これに伴い、静岡県では「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するなどの対応をしてきました。今後も、デジタル社会の進展に伴う個人情報の利用の著しい拡大に対応できるよう、より一層尽力してまいります。

なお旧条例は、令和5年4月1日付けで廃止されていますが、静岡県個人情報保護審査会における一部の諮問については法施行条例附則の規定により旧条例に基づいて審議を行っています。

### 1 実施機関における個人情報の取扱い

#### (1) 個人情報の保有の制限等

- ア 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定しなければならない。
- イ 実施機関は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

#### (2) 取得の制限

実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法によらなければならない。

#### (3) 利用目的の明示

実施機関は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に利用目的を明示しなければならない。

#### (4) 正確性及び安全性の確保

- ア 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- イ 実施機関は、保有個人情報の漏えい防止等の措置を講じなければならない。

#### (5) 委託に伴う措置等

- ア 実施機関は、個人情報の取扱いを委託するに当たっては、必要な保護措置を講じなければならない。
- イ 受託者は、個人情報の漏えい防止等の措置を講じなければならない。
- ウ 受託事務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (6) 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- ① 法令及び条例に基づく場合
- ② 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ③ 内部利用の場合で、相当の理由があるとき
- ④ 他の行政機関等に提供する場合で、相当の理由があるとき
- ⑤ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
- ⑥ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
- ⑦ その他、提供することについて特別の理由があるとき

(7) **保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求**

実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(8) **個人情報ファイル簿の登録**

実施機関は、保有している個人情報ファイルについて一定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(9) **職員の責務**

実施機関の職員又は職員であった者は、職務校知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

**2 開示、訂正及び利用停止**

(1) **開示**

ア 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる。

イ 実施機関は、開示請求があったときは、次の不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、保有個人情報を開示しなければならない。

- ① 開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人情報
- ③ 法人等の事業活動情報
- ④ 国の安全等に関する情報
- ⑤ 犯罪の予防、捜査等情報
- ⑥ 審議、検討又は協議に関する情報
- ⑦ 事務又は事業に関する情報

(2) **訂正**

ア 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求できる。

イ 実施機関は、請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正しなければならない。

(3) **利用停止**

ア 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が適法に取り扱われていないと思料するときは、実施機関に対し、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

イ 実施機関は、請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止をしなければならない。

**3 静岡県個人情報保護審査会**

(1) **設置**

開示、訂正又は利用停止を拒否する決定に対する審査請求の調査審議を行う個人情報保護審査会を設置する。

(2) **権限**

個人情報保護審査会は、審査請求に係る保有個人情報を直接見分して審理を行う権限を有する。

(3) **守秘義務**

個人情報保護審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。



## 第2章 令和5年度情報公開・個人情報保護の実施状況



## 第2章 令和5年度情報公開・個人情報保護の実施状況

### 第1 公文書開示制度

#### 1 実施機関別の請求及び処理の状況

(単位：件)

| 実施機関                                  |            | 開示請求件数 | 処 理    |        |       |        |       |       |    |
|---------------------------------------|------------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|----|
|                                       |            |        | 全部開示決定 | 部分開示決定 | 非開示決定 | 存否応答拒否 | 文書不存在 | 請求取下げ | 却下 |
| 知<br>事                                | 知事直轄組織     | 14     | 6      | 6      |       |        | 2     |       |    |
|                                       | 危機管理部      | 34     | 26     | 3      |       |        | 1     | 4     |    |
|                                       | 経営管理部      | 98     | 44     | 40     | 1     |        | 4     | 8     | 1  |
|                                       | くらし・環境部    | 73     | 32     | 22     |       | 2      | 6     | 11    |    |
|                                       | スポーツ・文化観光部 | 71     | 39     | 25     |       |        | 2     | 5     |    |
|                                       | 健康福祉部      | 383    | 320    | 26     |       |        | 16    | 21    |    |
|                                       | 経済産業部      | 210    | 130    | 49     | 1     | 1      | 17    | 12    |    |
|                                       | 交通基盤部      | 3,606  | 3,291  | 178    | 1     |        | 29    | 107   |    |
|                                       | 出納局        | 3      | 3      |        |       |        |       |       |    |
| 小計                                    | 4,492      | 3,891  | 349    | 3      | 3     | 77     | 168   | 1     |    |
| 議 会                                   | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 教 育 委 員 会                             | 114        | 39     | 36     |        | 1     | 7      | 31    |       |    |
| 選 挙 管 理 委 員 会                         | 22         | 3      | 15     |        |       | 3      | 1     |       |    |
| 人 事 委 員 会                             | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 監 査 委 員                               | 1          |        | 1      |        |       |        |       |       |    |
| 公 安 委 員 会                             | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 警 察 本 部 長                             | 143        | 32     | 83     | 1      |       | 22     | 5     |       |    |
| 労 働 委 員 会                             | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 収 用 委 員 会                             | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 海 区 漁 業 調 整 委 員 会                     | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会                   | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 公 営 企 業 管 理 者                         | 74         | 36     | 6      |        |       |        | 32    |       |    |
| が ん セ ン タ ー 事 業 管 理 者                 | 1          | 1      |        |        |       |        |       |       |    |
| 静 岡 県 公 立 大 学 法 人                     | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 公 立 大 学 法 人 静 岡 文 化 芸 術 大 学           | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 公 立 大 学 法 人 静 岡 社 会 健 康 医 学 大 学 院 大 学 | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |
| 地 方 独 立 行 政 法 人 静 岡 県 立 病 院 機 構       | 0          |        |        |        |       |        |       |       |    |

| 実施機関      | 開示請求件数 | 処 理    |        |       |        |       |       |    |
|-----------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|----|
|           |        | 全部開示決定 | 部分開示決定 | 非開示決定 | 存否応答拒否 | 文書不存在 | 請求取下げ | 却下 |
| 静岡県住宅供給公社 | 0      |        |        |       |        |       |       |    |
| 静岡県道路公社   | 0      |        |        |       |        |       |       |    |
| 静岡県土地開発公社 | 0      |        |        |       |        |       |       |    |
| 合 計       | 4,847  | 4,002  | 490    | 4     | 4      | 109   | 237   | 1  |

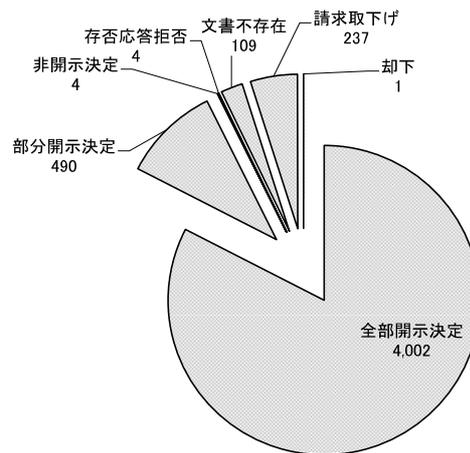
## 2 請求内容別件数

| 内容      | 件数    |
|---------|-------|
| 道路管理関係  | 710   |
| 建設業関係   | 1,683 |
| 健康福祉関係  | 298   |
| 環境関係    | 70    |
| 公安・警察関係 | 143   |
| 公共工事関係  | 716   |
| 教育関係    | 121   |
| 議会関係    | 0     |
| その他     | 1,106 |
| 合計      | 4,847 |

## 3 請求方法別件数

| 請求方法    | 件数    | 比率    |
|---------|-------|-------|
| 窓口      | 3,123 | 64.4% |
| インターネット | 1,526 | 31.5% |
| ファクシミリ  | 152   | 3.1%  |
| 郵送      | 46    | 0.9%  |
| 合計      | 4,847 | —     |

### 令和5年度処理状況



## 4 開示率

$$\text{令和5年度開示率} = \frac{\text{全部開示} + \text{部分開示}}{\text{全部開示} + \text{部分開示} + \text{非開示} + \text{存否応答拒否}} = 99.8\%$$

(参考：令和4年度開示率=99.5%)

## 5 15日以内決定率※

| 年度       | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15日以内決定率 | 98.0% | 96.8% | 89.9% | 90.2% | 93.2% | 92.7% |

※15日以内決定率：当該年度にあった開示請求のうち、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行ったものの割合

## 6 非開示理由の内訳

|                   |          |     |
|-------------------|----------|-----|
| 法令秘情報             | (第7条第1号) | 9   |
| 個人情報              | (第7条第2号) | 260 |
| 事業活動情報            | (第7条第3号) | 193 |
| 犯罪の予防、捜査等情報       | (第7条第4号) | 4   |
| 審議、検討又は協議に関する情報   | (第7条第5号) | 37  |
| 事務又は事業に関する情報      | (第7条第6号) | 86  |
| 会派又は議員個人の活動に関する情報 | (第7条第7号) | 1   |

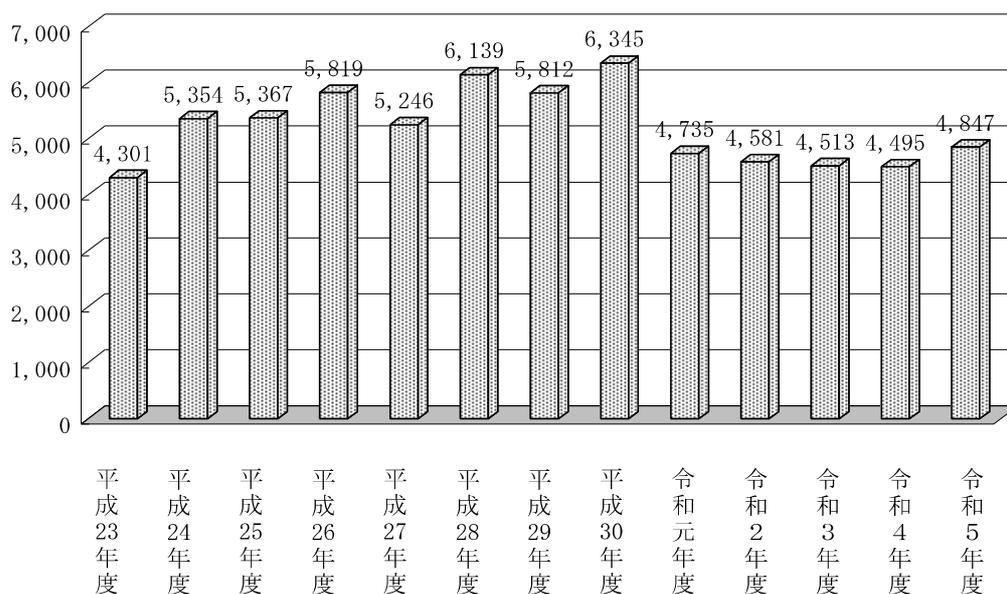
注) 上記表は部分開示決定、非開示決定をした案件の非開示理由の内訳を示しています。なお、1つの案件において複数の非開示理由に該当している場合には、それぞれの理由に重複して計上しています。

7 年度別の公文書開示請求及び処理の状況

(単位：件)

| 年度       | 開示請求件数 | 処 理    |        |       |        |       |       |    |
|----------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|----|
|          |        | 全部開示決定 | 部分開示決定 | 非開示決定 | 存否応答拒否 | 文書不存在 | 請求取下げ | 却下 |
| 平成元～21年度 | 15,220 | 10,564 | 3,155  | 190   | 27     | 933   | 345   | 6  |
| 平成22年度   | 3,709  | 3,003  | 526    | 4     | 18     | 66    | 92    |    |
| 平成23年度   | 4,301  | 3,710  | 427    | 8     | 6      | 58    | 91    | 1  |
| 平成24年度   | 5,354  | 4,549  | 629    | 15    | 4      | 50    | 107   |    |
| 平成25年度   | 5,367  | 4,701  | 475    | 5     | 9      | 48    | 129   |    |
| 平成26年度   | 5,819  | 5,221  | 413    | 4     | 5      | 64    | 111   | 1  |
| 平成27年度   | 5,246  | 4,747  | 326    | 3     | 12     | 91    | 67    |    |
| 平成28年度   | 6,139  | 5,667  | 328    | 5     |        | 64    | 75    |    |
| 平成29年度   | 5,812  | 5,253  | 373    | 15    | 8      | 73    | 90    |    |
| 平成30年度   | 6,345  | 5,896  | 299    | 9     | 9      | 38    | 94    |    |
| 令和元年度    | 4,735  | 4,097  | 370    | 12    | 12     | 79    | 163   | 2  |
| 令和2年度    | 4,581  | 3,849  | 421    | 10    | 12     | 78    | 211   |    |
| 令和3年度    | 4,513  | 3,769  | 465    | 14    | 13     | 96    | 156   |    |
| 令和4年度    | 4,495  | 3,826  | 389    | 8     | 12     | 87    | 173   |    |
| 令和5年度    | 4,847  | 4,002  | 490    | 4     | 4      | 109   | 237   | 1  |
| 合計       | 86,483 | 72,854 | 9,086  | 306   | 151    | 1,934 | 2,141 | 11 |

■ 開示請求件数の推移



注) 平成31年4月1日から、金額入り設計書の情報提供が開始されたため、令和元年度の開示請求件数が大幅に減少しました。

## 8 行政不服審査法に基づく審査請求の状況

(単位：件)

| 区 分      | 審査請求       |            | 処 理 |         |     |      |    |     |     |
|----------|------------|------------|-----|---------|-----|------|----|-----|-----|
|          | 前年度からの繰越件数 | 年度中の審査請求件数 | 裁決  | 左 の 内 訳 |     |      |    | 取下げ | 審理中 |
|          |            |            |     | 却下      | 棄却  | 一部認容 | 認容 |     |     |
| 平成元～21年度 | —          | 202        | 189 | 4       | 55  | 90   | 40 | 9   | 4   |
| 平成22年度   | 4          | 5          | 7   |         | 5   | 1    | 1  |     | 2   |
| 平成23年度   | 2          | 4          | 2   |         | 2   |      |    |     | 4   |
| 平成24年度   | 4          | 8          | 7   | 5       | 2   |      |    | 1   | 4   |
| 平成25年度   | 4          | 12         | 4   |         | 2   | 2    |    | 4   | 8   |
| 平成26年度   | 8          | 13         | 10  | 2       | 6   | 2    |    | 2   | 9   |
| 平成27年度   | 9          | 10         | 10  | 1       | 8   | 1    |    |     | 9   |
| 平成28年度   | 9          | 10         | 7   | 3       | 2   | 2    |    | 3   | 9   |
| 平成29年度   | 9          | 5          | 8   | 2       | 3   | 3    |    | 1   | 5   |
| 平成30年度   | 5          | 6          | 7   | 3       | 3   | 1    |    |     | 4   |
| 令和元年度    | 4          | 3          | 4   | 1       | 2   | 1    |    | 1   | 2   |
| 令和2年度    | 2          | 10         | 3   |         | 3   |      |    | 1   | 8   |
| 令和3年度    | 8          | 11         | 5   |         | 5   |      |    |     | 14  |
| 令和4年度    | 14         | 16         | 5   |         | 4   |      | 1  | 4   | 21  |
| 令和5年度    | 21         | 7          | 6   |         | 6   |      |    |     | 22  |
| 合 計      | —          | 322        | 274 | 21      | 108 | 103  | 42 | 26  | —   |

## 9 静岡県情報公開審査会の開催等の状況

(単位：件)

| 年 度      | 審査会開催回数 | 条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問等の状況 |          |     |         |       |     |        |     |
|----------|---------|----------------------------|----------|-----|---------|-------|-----|--------|-----|
|          |         | 諮 問                        |          | 答 申 | 処 理     |       |     | 諮問の取下げ | 審議中 |
|          |         | 前年度からの繰越件数                 | 年度中の諮問件数 |     | 左 の 内 訳 |       |     |        |     |
|          |         |                            |          |     | 原処分妥当   | 一部取消し | 取消し |        |     |
| 平成元～21年度 | 230回    | —                          | 167      | 154 | 54      | 91    | 9   | 9      | 4   |
| 平成22年度   | 12回     | 4                          | 5        | 7   | 5       | 1     | 1   |        | 2   |
| 平成23年度   | 4回      | 2                          | 4        | 2   | 2       |       |     |        | 4   |
| 平成24年度   | 12回     | 4                          | 5        | 2   | 2       |       |     | 3      | 4   |
| 平成25年度   | 12回     | 4                          | 9        | 6   | 4       | 2     |     | 1      | 6   |
| 平成26年度   | 12回     | 6                          | 10       | 7   | 4       | 3     |     | 1      | 8   |
| 平成27年度   | 12回     | 8                          | 6        | 8   | 8       |       |     |        | 6   |
| 平成28年度   | 12回     | 6                          | 6        | 4   | 2       | 2     |     | 1      | 7   |
| 平成29年度   | 12回     | 7                          | 2        | 6   | 3       | 3     |     | 1      | 2   |
| 平成30年度   | 12回     | 2                          | 6        | 4   | 3       | 1     |     |        | 4   |
| 令和元年度    | 8回      | 4                          | 1        | 4   | 3       | 1     |     |        | 1   |
| 令和2年度    | 9回      | 1                          | 9        | 4   | 4       |       |     | 1      | 5   |
| 令和3年度    | 10回     | 5                          | 8        | 4   | 4       |       |     |        | 9   |
| 令和4年度    | 11回     | 9                          | 15       | 4   | 3       |       | 1   |        | 20  |
| 令和5年度    | 8回      | 20                         | 6        | 7   | 7       |       |     |        | 19  |
| 合 計      | 376回    | —                          | 259      | 223 | 108     | 104   | 11  | 17     | —   |

## 10 静岡県情報公開審査会の審議内容

| 審査会   | 開催日        | 審議（諮問）案件番号           | 審議の内容                            |
|-------|------------|----------------------|----------------------------------|
| 第369回 | 令和5年4月28日  | 235・236・237号         | 審議（235・236・237号）                 |
| 第370回 | 令和5年5月25日  | 235・236・237号         | 審議（235・237号）<br>答申（236号）         |
| 第371回 | 令和5年6月29日  | 230・235・240～242号     | 審議（230・240～242号）<br>答申（235号）     |
| 第372回 | 令和5年8月24日  | 237～239・240～242号     | 意見陳述（237～239号）<br>審議（240～242号）   |
| 第373回 | 令和5年12月18日 | 230・237～239・240～242号 | 審議（230・237～239・240～242号）         |
| 第374回 | 令和6年1月23日  | 237～239・240～242・243号 | 審議（237～239・240～242・243号）         |
| 第375回 | 令和6年2月28日  | 237～239・240～242・243号 | 審議（237～239・243号）<br>答申（240～242号） |
| 第376回 | 令和6年3月22日  | 237～239・243・244号     | 審議（244・238・239号）<br>答申（237・243号） |

11 静岡県情報公開審査会審議案件概要

(令和6年3月末現在)

| 諮問番号 | 諮問案件の内容   | 原処分決定                            | 担当室(課)所    | 諮問までの経過                  |   | 審議状況等                           |
|------|---|----------------------------------|------------|--------------------------|---|---------------------------------|
|      |   |                                  |            | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | 日付  |                                 |
| 230  | 特定の学校法人の役員等名簿の部分開示決定に対する審査請求  | 部分開示<br>(2号該当)                   | 私学振興課      | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R2. 9. 24<br>R2. 10. 5<br>R2. 12. 11<br>R2. 3. 29 | 答申<br>R5. 12. 27<br>内容<br>原処分妥当 |
| 235  | 特定工事において実施したとされる土地測量の面積及び特定工事に関して特定時期に行われた公文書開示請求に対する回答に関する文書の非開示決定に対する審査請求 | 非開示<br>(不存在)                     | 静岡土木事務所    | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R3. 7. 1<br>R3. 7. 15<br>R3. 10. 6<br>R3. 12. 3   | 答申<br>R5. 6. 29<br>内容<br>原処分妥当  |
| 236  | 静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要綱等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求                | 非開示<br>(不存在)                     | 警察本部警察務課   | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R3. 8. 17<br>R3. 9. 6<br>R3. 10. 12<br>R4. 1. 20  | 答申<br>R5. 6. 21<br>内容<br>原処分妥当  |
| 237  | 教育委員会の行った顧問弁護士相談に関する文書の非開示決定に対する審査請求  | 非開示<br>(不存在)                     | 教育委員会義務教育課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 1. 1<br>R4. 1. 18<br>R4. 1. 24<br>R4. 2. 14   | 審議中                             |
| 238  | 教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定に対する審査請求   | 非開示<br>(不存在)                     | 教育委員会義務教育課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 1. 1<br>R4. 1. 18<br>R4. 2. 14<br>R4. 3. 18   | 審議中                             |
| 239  | 教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求                                   | 部分開示<br>・非開示<br>(存否応答拒否<br>・不存在) | 教育委員会義務教育課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 3. 11<br>R4. 3. 25<br>R4. 4. 15<br>R4. 5. 19  | 審議中                             |
| 240  | 静岡県警察における特定の事務手続の根拠となる命令事項が記載された文書の非開示決定に対する審査請求                            | 非開示<br>(不存在)                     | 警察本部警察相談課  | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R3. 10. 12<br>R3. 11. 26<br>R3. 12. 1<br>R4. 9. 8 | 答申<br>R6. 2. 28<br>内容<br>原処分妥当  |
| 241  | 静岡県警察における特定の事務手続の根拠となる命令事項が記載された文書の非開示決定に対する審査請求②                           | 非開示<br>(不存在)                     | 警察本部警察相談課  | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R3. 12. 3<br>R3. 12. 27<br>R4. 3. 24<br>R4. 9. 8  | 答申<br>R6. 2. 28<br>内容<br>原処分妥当  |
| 242  | 静岡県警察における特定の交流研修に係る文書及び廃棄手続に関する文書の非開示決定に対する審査請求                             | 非開示<br>(不存在)                     | 教育委員会義務教育課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 2. 25<br>R4. 3. 14<br>R4. 3. 24<br>R4. 9. 8   | 答申<br>R6. 2. 28<br>内容<br>原処分妥当  |
| 243  | 特定市における犬の多頭飼育崩壊事案報告に関する文書の部分開示決定に対する審査請求                                    | 部分開示<br>(6号該当)                   | 富士保健所      | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 1. 24<br>R4. 3. 10<br>R4. 3. 27<br>R4. 10. 14 | 答申<br>R6. 3. 25<br>内容<br>原処分妥当  |
| 244  | 特定の事業所への立入検査に関する文書の部分開示決定に対する審査請求   | 部分開示<br>(2・3・6号該当)               | 薬事課        | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 4. 30<br>R4. 5. 16<br>R4. 5. 26<br>R4. 10. 17 | 審議中                             |
| 245  | 令和3年度空港振興費に係る補助金の実績報告書の部分開示決定に対する審査請求                                       | 部分開示<br>(2・3・4号該当)               | 空港管理課      | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 5. 8<br>R4. 5. 23<br>R4. 6. 6<br>R4. 10. 21   | 審議中                             |
| 246  | 教職員倫理110番の運用に関する文書の非開示決定に対する審査請求  | 非開示<br>(不存在)                     | 教育委員会教育総務課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 9. 10<br>R4. 9. 20<br>R4. 10. 4<br>R4. 11. 7  | 審議中                             |
| 247  | 弁護士選任通知簿の非開示決定に対する審査請求  | 非開示<br>(存否応答拒否)                  | 警察本部警察相談課  | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 4. 9<br>R4. 4. 26<br>R4. 5. 14<br>R4. 12. 12  | 審議中                             |

|     |   |                                  |                |                          |  |     |
|-----|---|----------------------------------|----------------|--------------------------|--|-----|
| 248 | 特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求                      | 非開示<br>(不存在)                     | 袋井土木事務所        | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 7. 14<br>R4. 7. 28<br>R4. 8. 7<br>R4. 12. 15   | 審議中 |
| 249 | 特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の不作為に対する審査請求                         | 部分開示<br>(2号該当、<br>一部不存在)         | 袋井土木事務所掛川支所    | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 7. 14<br>R6. 12. 6<br>R4. 8. 7<br>R4. 12. 15   | 審議中 |
| 250 | 教員の出勤簿兼勤務時間管理簿の部分開示決定に対する審査請求                                 | 部分開示<br>(2号該当)                   | 教育委員会<br>教育総務課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 9. 29<br>R4. 11. 10<br>R4. 11. 14<br>R5. 1. 13 | 審議中 |
| 251 | 教員の懲戒処分等の公表基準に関する文書の部分開示決定に対する審査請求                            | 部分開示<br>(5号該当)                   | 教育委員会<br>教育総務課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 9. 28<br>R4. 11. 10<br>R4. 11. 16<br>R5. 1. 13 | 審議中 |
| 252 | 静岡県教育委員会において教育委員に配布された資料に関する文書の部分開示決定に対する審査請求                 | 部分開示<br>(2・3・5<br>・6号該当)         | 教育委員会<br>教育総務課 | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 9. 28<br>R4. 11. 14<br>R4. 11. 16<br>R5. 1. 13 | 審議中 |
| 253 | 教育委員会の人事異動制度等及び告発の手順等に関する文書に対する審査請求                           | 部分開示<br>・非開示<br>(存否応答拒否<br>・不存在) | 教育委員会          | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R4. 9. 17<br>R4. 10. 31<br>R4. 12. 14<br>R5. 1. 26 | 審議中 |
| 254 | 特定の個人が提出した工作物設置に係る申請書等の非開示決定に対する審査請求                          | 非開示<br>(存否応答拒否<br>・不存在)          | 東部農林事務所森林整備課   | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R5. 5. 30<br>R5. 6. 13<br>R5. 6. 24<br>R5. 8. 23   | 審議中 |
| 255 | 空港振興費に係る全ての補助金等の実績報告書についての部分開示決定に対する審査請求(空港管理課分)②             | 部分開示<br>(2・3・4号該当)               | 空港管理課          | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R5. 5. 31<br>R5. 7. 12<br>R5. 7. 27<br>R5. 8. 24   | 審議中 |
| 256 | 静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要綱等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求② | 非開示<br>(不存在)                     | 警察本部<br>警察相談課  | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R5. 4. 18<br>R5. 5. 2<br>R5. 6. 22<br>R5. 8. 31    | 審議中 |
| 259 | 県民のこえ記録票に関する氏名修正前の文書の非開示決定に対する審査請求                            | 非開示<br>(不存在)                     | 危機情報課          | 開示請求<br>決定<br>審査請求<br>諮問 | R5. 10. 27<br>R5. 11. 6<br>R5. 12. 7<br>R6. 3. 22  | 審議中 |

(注) 原処分決定の内容の号は、静岡県情報公開条例第7条に規定する非開示条項の号である。

(参考)

静岡県情報公開審査会委員名簿 (氏名は五十音順)

| 氏名     | 職業等                | 就任状況     |
|--------|--------------------|----------|
| 加藤 裕治  | 静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授 | 令和元年10月～ |
| 鎌塚 優子  | 静岡大学 教育学部 教授       | 令和3年6月～  |
| 久保田 誠実 | 弁護士                | 令和5年11月～ |
| ◎下田 明宏 | 静岡産業大学 経営学部 特任教授   | 令和5年11月～ |
| 武田 恵子  | 看護師・静岡県看護協会監事      | 令和3年10月～ |
| 森下 文雄  | 弁護士                | 令和5年11月～ |

(注) 令和6年3月末現在。◎は会長。

# 静岡県情報公開審査会答申（令和5年度）

ページ

- 1 令和5年6月21日答申  
静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要綱等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第236号）…………… 22
- 2 令和5年6月29日答申  
特定工事において実施したとされる土地測量の面積及び特定工事に関して特定時期に行われた公文書開示請求に対する回答に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第235号）…………… 27
- 3 令和5年12月27日答申  
特定の学校法人の役員等名簿の部分開示決定に対する審査請求（諮問第230号）…………… 31
- 4 令和6年2月28日答申  
静岡県警察における特定の事務手続の根拠となる命令事項が記載された文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第240号）…………… 35
- 5 令和6年2月28日答申  
静岡県警察における特定の事務手続の根拠となる命令事項が記載された文書の非開示決定に対する審査請求②（諮問第241号）…………… 41
- 6 令和6年2月28日答申  
静岡県警察における特定の交流研修に係る文書及び廃棄手続に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第242号）…………… 44
- 7 令和6年3月25日答申  
犬の多頭飼育崩壊に関する文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第243号）…………… 48

【答申の概要】（諮問第236号）静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要項等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求

|  |   |
|--|---|
| 件名   | 静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要項等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求  |
| 本件対象公文書  | <p>文書1ア…2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が●●署に送った募集要項</p> <p>文書1イ…2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、●●財団から静岡県警察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から●●署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書</p> <p>文書2…平成24年2月から3月までの間において、●●警察署の職員が時間外勤務実績を報告するに当たり、報告方法が記載された文書で●●警察署が保有しているもの</p> |
| 非開示理由  | 条例第11条第2項（不存在による非開示）  |
| 実施機関   | 静岡県警察本部長  |
| 諮問期日   | 令和4年1月20日   |
| 主な論点   | 公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。文書2の特定は妥当であったか。  |
| <p><b>審査会の結論</b></p> <p>静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。</p> <p><b>審査会の判断</b></p> <p>当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。</p> <p>(1) 本件請求1について</p> <p>本件請求1は、2011年度から2012年度の間●●財団から静岡県警察本部に送られた文書の内容と、それを受けて静岡県警察本部から●●警察署に送られた文書の内容が相違しているとして、その理由を説明する公文書の開示を求めるものである。</p> <p>実施機関は、補正を経て本件対象公文書1を特定し、3年の保存期間満了につき廃棄したことから保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定1を行った。</p> <p>これに対し、審査請求人は、保存期間は30年が適正と主張していることから、以下、この点について検討する。</p> <p>ア 実施機関における公文書の保存に関する定め及び本件対象公文書1の扱いについて</p> <p>当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、次のとおり説明する。</p> <p>(ア) 公文書の保存に関する定めとして、静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。）が存在する。</p> <p>(イ) 文書管理訓令第49条において定める公文書保存期間基準表（以下「保存期間基準表」という。）にて、公文書の類型ごとに保存期間が定められている。</p> |   |

- (ウ) 個別の公文書の保存期間は、保存期間基準表に基づき文書管理者が定めることとされ、文書管理訓令第 43 条の規定により作成される公文書分類基準表（以下「分類基準表」という。）に記載するよう定められている。
- (エ) 本件対象公文書 1 を含む部外団体が主催する研修に係るファイルについては、人選が必要であることから、人事関係の文書に該当する。
- (オ) 職員の人選、任免に係る人事関係の文書については、分類基準表において任命関係編のファイルに綴ることとなっている。
- (カ) 任命関係編に分類される公文書は、保存期間基準表のうち「6 その他 3 年間保存する必要があると認められる公文書」に該当するものとし、保存期間は 3 年としている。
- (キ) 本件請求 1 の対象とされた 2011 年から 2012 年の募集要項等については、平成 23 年に作成又は取得されたものであるから、文書管理訓令第 50 条の規定により、平成 23 年の翌年の初日から起算して 3 年が満了する平成 26 年末までが保存期間となる。
- (ク) 保存期間が満了した公文書の廃棄については、文書管理訓令第 52 条において定められ、適切に廃棄される。

イ 本件対象公文書 1 の保有の有無について

- (ア) 実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は 3 年であり、対象公文書を保有していないと主張しているため、実施機関から関係する資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、任命関係編に係るファイルの保存期間については、実施機関の説明のとおりであった。
- (イ) 上記から、本件対象公文書 1 を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。
- (ウ) なお、審査請求人が主張するように、争訟に関する公文書については、保存期間を 10 年又は 30 年とする規定は存在する。しかし、本件対象公文書 1 に関連する訴訟が提起されたのは、本件対象公文書 1 の保存期間が満了した後のことである。

(2) 本件請求 2 について

本件請求 2 は、時間外勤務実績報告書の入力方法について指示する公文書の開示を求めるものである。

実施機関は、補正を経て本件対象公文書 2 を特定し、これを作成も取得もしていないとして、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定 2 を行った。

これに対し、審査請求人は、補正により本件対象公文書 2 が特定されたことを不服としていることから、以下、この点について検討する。

ア 本件請求 2 に係る対象公文書特定の妥当性について

審査請求人は、「実施機関から請求内容について補正を求められたため、補正したところ、当初の名称と全く違うものに改ざんされてしまった」と主張している。それに対して実施機関は、「いつの時期の報告方法について記載された公文書であるのか」を特定するために補正を求め、審査請求人から提出された申出及び資料等を元に対象公文書の特定をした」と主張している。

両者の主張が相違していることから、以下検討する。

- (ア) 補正前と補正後の請求内容を比較したところ、主な変更点は、期間が「平成24年2月、3月」となっていること、対象部署が「●●警察署」と限定されていることであった。
- (イ) 補正命令書を見ると、「「●●警察署において職員の時間外勤務実績の報告方法について記載された公文書」であると理解できますが、あなたの請求内容では、「いつの時期の報告方法について記載された公文書」であるのか特定することが難しいため（中略）作成時期を記載してください。」と記載があった。
- (ウ) 実施機関が作成した審査請求人との文書の特定に関するやりとりが記載された電話記録について、当審査会事務局職員をして確認したところ、当該電話記録は、審査請求人が補正命令書を確認した段階でのやりとりであり、審査請求人が、平成24年の2月から3月の時間外勤務実績報告書について言及している箇所が認められたが、補正命令やその内容の不当性について言及している箇所は認められなかった。
- (エ) 補正書を見ると、上記4(2)アで実施機関が主張するとおり、次の資料が添付されていた。
- a 特定の人物が、平成24年2月から3月に勤務していた●●警察署で作成した時間外勤務実績報告書の写し
  - b 平成23年度に●●警察署の幹部であった職員が、当時の時間外勤務実績報告書の作成方法について話した内容が記載されたとする文書の写し

上記(イ)のとおり、実施機関の補正の指示は具体的であり、それに対して、上記(ウ)の経緯があること及び審査請求人が上記(エ)の資料を提出していることを踏まえれば、実施機関が対象期間を平成24年2月から3月までとして本件対象公文書2を特定したことは妥当である。

イ 本件対象公文書2の保有の有無について

- (ア) 平成24年2月、3月当時の●●警察署を含む実施機関における時間外勤務の報告方法の実態について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、次のとおりであった。
- a 時間外勤務に関する規程として、基本的な事項を定めた静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成7年静岡県警察本部訓令第7号。以下「休暇等管理訓令」という。）が存在する。
  - b 休暇等管理訓令第10条において、時間外勤務に関する項目として、時間外勤務の限度時間やその例外となるケース、人事異動の際の引継ぎ等の定めがある。しかし、いずれの項目も、所属長が時間外勤務を命じる際の定めであり、職員が時間外勤務を報告する際の報告方法についての記載はない。
  - c 規程類に限定せず、対象となる公文書を探索したが、時間外勤務の報告方法について定めた公文書の存在は、認められなかった。
  - d 時間外勤務の報告の方法は、各所属ごとの運用となっており、時間外勤務実績報告書の様式も所属ごとで様々である。
  - e 時間外勤務実績報告書をパソコン入力と手書きのどちらで作成するのかについては、指定がなく、所属の環境により、いずれかの方法で行っていた。
  - f 時間外勤務実施者が時間外勤務を実施する段階以前に作成する書類はなく、実施後、月に1回、時間外勤務実績報告書を作成しているが、それ以外の事務はなく特段複雑という事情もない。

(イ) 実施機関の説明によると、時間外勤務に当たり作成するものは、時間外勤務実績報告書だけであり、特段複雑な事務でもないとのことから、一般的に、規程やマニュアルがなくとも事務処理に支障がないと考えられ、時間外勤務実績の報告方法が記載された公文書が存在しないことは首肯できる。このことは、時間外勤務実績報告書の作成がパソコン入力と手書きのいずれで行われたかにより異なるものではない。

したがって、実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、請求対象公文書2を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、実施機関に、募集要項のねつ造に関する説明を求める等の主張をしている。

しかしながら、当審査会は、条例に基づく開示請求に対して行われた非開示決定等について審査請求が行われた場合に、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁からの諮問を受け、当該非開示決定等の違法不当について調査審議を行い、審査庁に対して意見を述べる機関である。

したがって、審査請求人が主張するような実施機関の募集要項のねつ造に関する説明等については、当審査会の権限外の事項である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

(1) 請求1

ア 2011～2012年度・静岡県警察に送られた、●●GSEよりのメンバー募集の募集要項には、応募資格に英会話に心得のある者と有るのに、県警本部から●●署に送られた募集要項には、なぜ英会話に心得のある者という文言が無かったのか。その理由の説明を求める。

イ 上記の文の意味は、その理由の説明を求める。において、いまだかつて、同封した資料①のGSEメンバー募集に英会話に心得がある方と表記が在るものの、資料②の13頁証言30には、英語が話せなくても問題ないと静岡県警察本部が答えたとされております。その矛盾が未だに説明されておられません。ゆえに、その説明を求めるものです。その説明の情報の開示を求めています。

(2) 請求2

時間外勤務実績報告書は全体的にPC入力するのだそうですが、その報告書は紙に鉛筆書きすることは有るのでしょうか。いつから何にどの様に入力すると決められているのか公文書としてどの様に約束されているのか決まり書（指示書）を開示してください。

別記2 本件対象公文書

(1) 本件対象公文書1

ア 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が●●署に送った募集要項

イ 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、●●財団から静岡県警

察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から●●署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書

(2) 本件対象公文書 2

平成 24 年 2 月から 3 月までの間において、●●警察署の職員が時間外勤務実績を報告するに当たり、報告方法が記載された文書で●●警察署が保有しているもの

【答申の概要】（諮問第235号）特定の工事において実施したとされる土地測量の面積及び特定の工事に関して特定の時期に行われた公文書開示請求に対する回答に関する文書の非開示決定に対する審査請求

|   |  |
|---|--|
| 件名  | 特定の工事において実施したとされる土地測量の面積及び特定の工事に関して特定の時期に行われた公文書開示請求に対する回答に関する文書の非開示決定に対する審査請求   |
| 本件対象公文書   | <p>文書1…二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に関し実施した以下の土地に係る測量面積を記した文書<br/>                 静岡市清水区〇〇<br/>                 静岡市清水区〇〇<br/>                 静岡市清水区〇〇<br/>                 静岡市清水区〇〇</p> <p>文書2…二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に係る平成24年12月7日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成25年2月7日付けの回答文書</p> |
| 非開示理由   | 条例第11条第2項（不存在による非開示）   |
| 実施機関  | 静岡県知事  |
| 諮問期日  | 令和3年12月3日  |
| 主な論点  | <p>1 請求1に対し、静岡市清水区内の4箇所の土地の各筆ごとの求積測量は実施していないため、対象となる公文書を作成等しておらず、保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はないか。</p> <p>2 請求2に対し、特定の工事に関して平成24年12月7日付けで公文書開示請求がなされたことが確認できず、対象となる公文書を保有していないとして行った非開示（不存在）決定は妥当であるか。</p>  |
| <p><b>審査会の結論</b></p> <p>静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。</p> <p><b>審査会の判断</b></p> <p>当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。</p> <p>(1) 本件対象公文書について</p> <p>請求対象公文書1は、本件工事に関し、本件対象地で測量が実施されたことを前提とした、本件対象地の測量面積を記した文書、請求対象公文書2は、本件工事に関する平成24年12月7日付けの開示請求に対して開示決定等が行われたことを前提とした、当該開示決定等に係る文書である。</p> <p>実施機関は、本件対象公文書を取得も作成もしておらず保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定を行った。</p> <p>これに対し、審査請求人は、本件決定を不服とし、本件決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、本件対象公文書を不存在としたことの当否について検討する。</p> <p>(2) 請求対象公文書1の不存在について</p> |  |

ア 審査請求人は、平成 25 年 7 月 29 日に本件対象地で測量が実施されたことを前提とした、本件対象地の測量図面に係る公文書の開示請求を行っている。

これに対し、実施機関は、本件対象地については、公簿面積による全筆買収であったことから、実測測量を実施していないとして、平成 25 年 8 月 12 日付けで非開示（不存在）決定を行ったが、審査請求人は、これを不服として異議申立てを行っている。

当審査会は、平成 25 年 10 月 16 日付け静土用第 29-2 号において実施機関から諮問を受け、平成 26 年 3 月 24 日付け静情審第 64 号（以下「先例答申」という。）において、別記 3 のとおり、本件対象地を含む土地 1 筆ごとの測量を実施していないとする事実を前提に、実施機関の決定を妥当と判断した。

イ 今回、審査請求人は、上記 3 (1)イのとおり、測量が行われたときに当該事業者の代表取締役だった人物が大内遊水地の測量を行ったことを記載、押印した文書（以下「事業者押印文書」という。）を新たに示して、先例答申の前提となる事実とは異なる内容を主張する。

これについて当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、次のとおり説明する。

(ア) 本件対象地は、土地改良法に基づく換地処分がされていたことから、公簿面積に基づき買収を行ったため、本件工事の開始に当たり、工事用地全体の面積と公簿面積の差異を確認する必要があった。

(イ) このため、平成 17 年に対象地の買収完了後、公簿面積の精度を確認するため、工事用地（約 12.5ha）を 5 ブロックに分け、ブロックごとの測量業務を特定の事業者へ委託し、工事用地の実測面積との比較を行った。

(ウ) 審査請求人の主張する特定の事業者が行ったとする大内遊水地の測量とは、このブロックごとの工事用地の測量を行ったものであり、本件対象地を含む土地を 1 筆ごとに画して行ったものではない。

ウ 審査請求人が提出した事業者押印文書の写しには、遊水地の測量を行ったとの記述があるが、工事に際しブロック単位で測量を行ったとする実施機関の説明と矛盾するものではなく、これをもって、当該事業者が本件対象地を画して各筆ごとの測量を行ったと認めることはできない。

エ 審査請求人からは、口頭意見陳述で測量が実施されたとの主張はあったが、測量の具体的な方式についての言及はなかった。また、審査請求人が提出した公図写しを見ても、本件工事に於いて各筆ごとの測量の必要性があったとは認め難い。

オ 本件対象地を含む土地 1 筆ごとの測量を実施していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、先例答申にてされた本件対象地における測量実施に係る実施機関の主張についての判断を変更すべき事由も認められない。

本件開示請求は、本件工事に於いて実施した本件対象地の測量面積が記された文書の開示を求めているものであるが、本件対象地を画して測量を行った事実が認められない以上、実施機関が測量を行ったことを前提とする測量面積を記載した文書を作成も取得もしていないとして、請求 1 に対し、実施機関が非開示（不存在）決定を行ったことは妥当と認められる。

(3) 請求対象公文書 2 の不存在について

ア 実施機関は、請求 2 について、本件工事に於けるものとして請求対象公文書 2 を特定し、平成 24 年度中に実施機関において処理した公文書開示請求等に係る書類が綴られた「公文書開

示請求等」ファイルの探索及び文書管理データベース内の処理起案等の登録情報検索を行ったが、対象となる開示請求書の存在は確認できなかった旨説明する。

イ これに関して、公文書開示請求制度を所管する法務文書課（現法務課）は、条例第 34 条の規定に基づき条例の施行の状況を公表するため、各実施機関に対する開示請求及び当該開示請求に係る開示決定等の状況を把握し、一覧としてデータで管理している。そこで、実施機関とは異なるデータファイルを探索する目的から、当審査会事務局職員をして平成 24 年度の開示請求一覧を確認したところ、本件工事に関して平成 24 年 12 月 7 日付けで行われた開示請求の記録はなかった。

ウ したがって、本件工事に関して平成 24 年 12 月 7 日付けで公文書開示請求が行われたと認めるに足る事実が確認できないことから、当該請求に対する平成 25 年 2 月 7 日付けの回答文書も存在するとは認められず、請求 2 に対し、実施機関が非開示（不存在）決定を行ったことは妥当と認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記 1 開示請求の内容

##### 請求 1

二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に関し実施した以下の土地の面積に係る測量面積

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

##### 請求 2

平成 24 年 12 月 7 日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成 25 年 2 月 7 日付けの回答文書

#### 別記 2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

|           |   |
|-----------|---|
| 請求対象公文書 1 | 二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に関し実施した以下の土地に係る測量面積を記した文書<br>静岡市清水区〇〇<br>静岡市清水区〇〇<br>静岡市清水区〇〇<br>静岡市清水区〇〇 |
| 請求対象公文書 2 | 二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に係る平成 24 年 12 月 7 日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成 25 年 2 月 7 日付けの回答文書              |

#### 別記 3 平成 26 年 3 月 24 日付け静岡審第 64 号 答申内容抜粋

##### 5 審査会の判断

(2) 用地測量を実施していないとの主張の当否について

本件対象地の買収に関し、原告〇〇、被告静岡県との間で争われた静岡地方裁判所平成〇年(ワ)第〇号土地交換代請求事件(以下「土地交換代請求事件」という。)の平成〇年〇月〇日判決において「1 上記の争いのない事実、証拠(甲4～7)及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができる。(中略)(2)本件各土地は、昭和50年10月、土地改良法による換地処分を受けた。(3)被告は、昭和57年以降、巴川流域整備計画を策定し、平成10年以降、清水市(当時)〇〇地区の役員、関係者や事業による買収予定地(以下「買収予定地」という。)の地権者に対して順次事業計画等に係る説明会を実施した。被告は、買収予定地のうち、土地改良法による換地処分がされた土地(以下「換地処分地」という。)を全筆買収する場合には、公簿面積が実測により登記されたものであることを前提に、測量を行わずに公簿面積で、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する場合には、測量を行って実測面積でそれぞれ取得することとし、平成12年9月30日以降、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する土地について用地測量を行った。(4)被告は、平成12年12月19日、買収予定地の地権者部会との間で、換地処分地を全筆買収する場合には公簿面積で、その他の場合には実測面積で現況地目による1平方メートル当たりの単価(田6万5000円、畑6万5700円、雑種地7万5600円、宅地13万円)をもって買収することを合意した。

(中略)3 これを本件についてみるに、上記1認定事実によると、原告と被告は、換地処分地である本件各土地の公簿面積が実測によるものであることを前提に、本件各土地について公簿面積に1平方メートル当たり7万5600円前後を乗じて本件各土地の価格を定めたというのである。これらの事実によると、原告は、本件契約において、換地処分地である本件各土地の地積を表示し、これを基礎として代金額が定められたというべきであるから、本件契約のうち本件各土地の売買に関する部分は、数量指示売買に当たるといふべきである。そして、原被告間において、本件各土地の地積が本件公簿面積を超過する場合、被告において超過部分の代金を追加して支払う旨の合意がないことは当事者間に争いが無い。」と事実認定され、判決は確定している。このことから、本件対象地は換地処分された土地であり、公簿面積が実測によるものであることを前提に、公簿面積に1平方メートル当たりの単価を乗じた額で土地売買契約を行っているため、用地測量を実施していないとする実施機関の主張は合理的であると認められる。

【答申の概要】 特定の学校法人の役員の氏名等が記載された名簿の部分開示決定に対する  
審査請求（諮問第230号）

|         |   |
|---------|---|
| 件名      | 特定の学校法人の役員の氏名等が記載された名簿の部分開示決定に対する審査請求   |
| 本件対象公文書 | 1 特定の学校法人の役員名簿（令和2年度私立学校実態調査様式1の付表の1）<br>2 特定の学校法人の評議員名簿（令和2年度私立学校実態調査様式1の付表の2） |
| 非開示理由   | 条例第7条第2号（個人情報）  |
| 実施機関    | 静岡県知事   |
| 諮問期日    | 令和5年12月27日  |
| 主な論点    | 実施機関が文書1及び2を特定し、その一部が条例第7条第2号（個人情報）に該当するとして行った部分開示決定は妥当であったか。                   |

**審査会の結論**

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

**審査会の判断**

(1) 本件請求対象公文書について

本件請求対象公文書は、実態調査要領に基づき、実施機関が令和2年度に特定の学校法人に対して実施した実態調査に際し、当該学校法人から提出された文書であり、当該学校法人の役員及び評議員の氏名及び生年月日のほか、調査要領に定める事項が記載されている。

実施機関は、文書1のうち、役員の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、職業、前年度役員報酬額、他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称の部分、文書2のうち、評議員の氏名（フリガナ）、生年月日、親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、職業、他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称の部分について、条例第7条第2号に該当するとして非開示としている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、本件決定において非開示とされたもののうち、理事長を除く理事及び監事の氏名及び住所並びに評議員の氏名（以下「本件非開示情報」という。）は、私立学校法において学校法人に作成及び閲覧が義務付けられている役員等名簿に包含される情報であり、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報と評価することができるとして、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきと主張する。

これに対し、実施機関は、私立学校法に定める役員等名簿の閲覧については、学校法人に閲覧を拒否する余地が認められており、また、都道府県知事所轄の学校法人については、役員等名簿の公表は義務付けられていないことから、本件非開示情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと主張していることから、以下、本件非開示情報を中心に条例第7条第2号該当性について検討する。

(3) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの等を非開示情報とする個人識別型の規定を採用している。一方で、特定の個人を識別できるものであっても、個人の権利利益を侵害せずに非開示とする必要のないもの等については、ただし書アからウにより例外的に非開示情報から除いている。

イ 条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を非開示情報から除外している。具体的には、条例解釈及び運用の基準において、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報がこれに当たり、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まないものとされている。

(4) 条例第7条第2号本文の該当性について

本件非開示情報を含む実施機関が非開示とした情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるから、条例第7条第2号本文に該当する。

(5) 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

ア 役員の氏名及び住所について

(ア) 組合登記令の規定

組合登記令第2条第2項第4号の規定により、学校法人が登記すべき事項は「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」とされている。

学校法人における役員については、私立学校法第37条において「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」こととされ、「理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表」するとされている。この点、実施機関に確認したところ、本件開示請求の対象となった特定の学校法人は、理事長のみが代表権を有し、理事長以外の理事は代表権を有していないとのことであった。

商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項の規定により、何人も登記事項証明書の交付を請求することができるのであるから、当該学校法人の理事長の氏名及び住所は、法令等の規定により公にされている情報であり、本件決定において開示されている。

したがって、本件非開示情報のうち、理事及び監事の氏名及び住所は、登記事項ではなく、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(イ) 私立学校法の規定

私立学校法第47条第1項により、学校法人は、理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した役員等名簿を作成することが義務付けられていることから、審査請求人が主張するとおり、本件非開示情報は役員等名簿に包含される情報であると認められる。

学校法人が作成した役員等名簿は、私立学校法第47条第2項の規定により、利害関係人に限らず、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこととされている。

この閲覧の請求を拒否することができる「正当な理由がある場合」に該当するか否かは、個別の事例に応じ、各学校法人において適切に判断すべきものとされている。

したがって、学校法人において役員等名簿の閲覧の請求を拒否する余地がある以上、本件非開示情報のうち、理事及び監事の氏名及び住所は、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報とは認められず、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

なお、審査請求人は、私立学校法第47条第3項の規定により、役員名簿の閲覧にあたっては、個人の住所に係る記載の部分を除くことができるとされていることを考慮しても、少なくとも役員等の氏名については開示すべき旨主張するが、仮に、個人の住所に係る記載を除いたとしても、役員等名簿の閲覧の請求については、学校法人において閲覧を拒否するか否かを判断すべ

きものとされている以上、上記判断に変わりはない。

(ウ) 役員等名簿の公表義務

審査請求人は、令和元年度の私立学校法の改正において、文部科学大臣所轄の学校法人については、個人の住所に関する記載の部分を除き、役員等名簿の公表が義務付けられたこと、また、同法の改正に際し、令和元年7月に文部科学省から、都道府県知事所轄の学校法人においても、それぞれの実情に応じ、ホームページ等を通じた公表を行うなど積極的な対応が期待される旨が通知されていることを踏まえ、都道府県知事所轄学校法人においても、私立学校法第47条第2項の請求があれば積極的に役員等名簿の開示に応じるべきものであるから、本件非開示情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべき旨主張する。

しかし、都道府県知事所轄の学校法人については、役員等名簿の公表は義務付けられておらず、役員等名簿又はその一部の情報を公表している都道府県知事所轄の学校法人があるとしても、個別の事例にとどまるものと考えられ、本件非開示情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえない。

イ 評議員の氏名について

学校法人における評議員は、学校法人の運営に関する諮問機関である評議委員会の構成員であり、私立学校法上、選任が義務付けられているものであるが、評議員の氏名は登記情報ではない。

また、評議員の氏名は、私立学校法に定める役員等名簿に包含される情報であるから、上記(5)ア(イ)及び(ウ)において判断したとおり、法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

ウ その他の情報について

本件非開示情報以外に実施機関が非開示とした情報は、登記情報でも私立学校法に定める役員等名簿に包含される情報でもなく、他にこれを公にすることについての法令等の規定又は慣行は見当たらない。

(6) 結論

本件非開示情報を含む実施機関が非開示とした情報は、法令等の規定又は慣行等により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、同号ただし書イ又はウに該当する事情も認められないことから、条例第7条各号に掲げる非開示情報のうち、第2号に該当する。

(7) 条例第7条第2号以外の非開示情報該当性について

ア 実施機関は、本件非開示情報について、条例第7条第6号にも該当すると主張しているが、上記のとおり、本件非開示情報は、条例第7条第2号に該当することから、条例第7条第6号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

イ 当審査会の審議において、本件非開示情報は、これを開示すれば、役員等名簿の閲覧請求への応否及び閲覧範囲を決定する学校法人の私立学校法上の権限を侵害するおそれが生じることから、条例第7条第3号アに該当するとの意見があった。

しかしながら、当審査会としては、上記のとおり条例第7条第2号について検討して結論を得られたことから、非開示の根拠としては条例第7条第2号によることとした。

別記 1 開示請求の内容

「特定の学校法人の役員等（理事・監事・評議員）の氏名が一覧で記載されている資料（直近のもの）」

別記 2 請求の対象となる公文書（請求対象公文書）

|      |   |
|------|---|
| 文書 1 | 特定の学校法人の役員名簿（令和 2 年度私立学校実態調査様式 1 の附表の 1）  |
| 文書 2 | 特定の学校法人の評議員名簿（令和 2 年度私立学校実態調査様式 1 の附表の 2） |

**【答申の概要】（諮問第240号）静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求**

|         |  |
|---------|--|
| 件名      | 静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求   |
| 本件対象公文書 | 文書1…平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書<br>文書2…2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。静岡県警本部において応募資格を変更するとした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。 |
| 非開示理由   | 条例第11条第2項（不存在による非開示）   |
| 実施機関    | 静岡県警察本部長   |
| 諮問期日    | 令和4年9月8日   |
| 主な論点    | 公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。  |

**審査会の結論**

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

**審査会の判断**

審査請求人は、以前にも本件開示請求及び本件審査請求と類似した内容の開示請求及び審査請求を行っており、当審査会は諮問を受け、別記3のとおり実施機関の決定を妥当とする答申（以下「先例答申」という。）を行っている。本件審査請求について判断をするに当たっては、先例答申を参酌しつつ検討する。なお、別記3については、説明の都合上、一部文章を並び替えた上で付番し直し、別記2の本件対象公文書1及び本件対象公文書2と、先例答申における対象公文書1及び対象公文書2を対比させている。

(1) 公文書特定の妥当性について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の公文書の名称欄には別記1のとおり記載されているところ、実施機関は、開示請求書の不備について補正命令書を発出し、「あなたが開示を求める文書は、次のとおりであると理解できますが、あなたの請求内容では、次のとおりであると特定することが難しいため、開示請求したい公文書の名称又は内容を、明確かつ具体的に「補正書」に記載してください。」とした上で、本件対象公文書を記載した。

イ これに対して審査請求人は、請求している公文書は本件開示請求書に書いた別記1のとおりであるのに、実施機関は、別記2のものであると改ざん・書き換え・ねつ造しているとして、補正に応じていない。

ウ 対象公文書が存在しない場合、対象公文書特定の適否は非開示決定通知書の記載により判断すべきところ、非開示決定通知書には別記1に掲げる開示請求書の内容が転記されているため、形式的には特定は妥当である。しかしながら、審査請求人が実施機関の対応に異議を唱えていることから、実施機関が実質的にどのような特定を行ったのか確認する必要がある。

エ 弁明書によると、実施機関が実質的に特定を行ったのは別記2に掲げる本件対象公文書1及び本件対象公文書2であるため、どのように特定を行ったのか、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、開示請求書の記載内容により対象公文書を推察し特定しているとのことであった。

オ そこで、本件対象公文書1及び本件対象公文書2の内容が、本件請求1及び本件請求2の内容に相当するものであるか、検討する。

カ 本件請求1と本件対象公文書1とを比較すると、本件対象公文書1では平成24年2月から3月までの間に期間が限定されている。これについて実施機関に確認したところ、先例答申に係る開示請求の際に、「鉛筆書きの《時間外勤務実績報告書》」の写しが添付されており、その期間が平成24年2月から3月までのものであったため、具体的にこの勤務時のものを特定したとの説明があった。このことから、本件対象公文書1として平成24年2月から3月までの間のものを特定したことは妥当である。その他は表現方法が異なるものの、本件請求1の内容に相当するものと認められる。

キ 本件請求2と本件対象公文書2とを比較すると、本件請求2では「ねつ造の根拠」とされている部分が、本件対象公文書2では「変更するとした根拠」とされている。「ねつ造」と「変更」とでは意味は異なるものの、実施機関が「英語が話せなくても問題ない。」と回答したとする行為を、審査請求人は「ねつ造」と捉え、実施機関は「変更」と捉えているのであって、表現方法の相違に過ぎないものである。その他も表現方法が異なるものの、本件対象公文書2は本件請求2の内容に相当するものと認められる。

ク 以上のことから、実施機関が行った特定は妥当である。

(2) 本件決定の妥当性について

当審査会は先例答申において、実施機関が対象公文書を保有していないとして行った公文書非開示決定を妥当と判断している。本件対象公文書が、先例答申における対象公文書と同一内容又はそれに含まれるものであれば、本件決定も妥当であるといえることから、以下検討する。

ア 本件対象公文書1の保有の有無について

(ア) 先例答申における対象公文書1と、本件対象公文書1を比較すると、平成24年2月から3月までの間の〇〇警察署職員を対象としているという点は同じであるが、先例答申における対象公文書1が、時間外勤務実績の報告方法について記載された文書であるのに対し、本件対象公文書1は、時間外勤務実績報告書を鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠等である。時間外勤務実績報告書を鉛筆書きで作成するという事は、時間外勤務実績の報告方法に含まれることであるため、本件対象公文書1の内容は、先例答申における対象公文書1の内容に含まれる。

(イ) 時間外勤務実績の報告方法そのものという、より広い範囲を対象とする先例答申における対象公文書1が不存在である以上、上司・課長が鉛筆書きで作成するように命令した根拠という、先例答申における対象公文書1に含まれる内容を対象とする本件対象公文書1は当然存在しないといえることから、本件対象公文書1を保有していないとする実施機関の主張は妥当である。

イ 本件対象公文書2の保有の有無について

(ア) 本件対象公文書2は、「静岡県警が応募資格を変更するとした根拠となる部内規程」(以下「規程類」という。)と、「その他応募資格変更を決定したことが記載された文書」(以下「変

更文書」という。)の2つに分けられる。このうち、規程類は先例答申において検討を行っていないことから、まず変更文書について、先例答申との差異を検討する。

- (イ) 先例答申における対象公文書2と、変更文書を比較すると、2011～2012年度・研究グループ交換(GSE)メンバー募集に関する文書であることは同じであるが、先例答申における対象公文書2が、募集要項の応募資格が変更された理由が記載された文書であるのに対し、本件対象公文書2は、応募資格変更を決定したことが記載された文書である。
  - (ロ) 先例答申における対象公文書2と、変更文書は同一内容ではないものの、変更文書が作成されたとすれば、当該文書は部外団体が主催する研修に係るファイルに含まれるものであり、作成された時期は研究グループ交換(GSE)メンバー募集のあった平成23年であると推定される。そのため、先例答申における対象公文書2と同様に平成26年に3年の保存期間が満了していると思料され、実施機関が保有していないことは首肯できる。
  - (ハ) 本件対象公文書2のうち、規程類は部外団体が主催する研修に係るファイルには含まれず、保存期間が3年であるともいえないことから、以下検討する。
  - (ニ) 実施機関は、命令事項を示達する文書等として静岡県警察の文書管理に関する訓令(平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。)で規定されている訓令及び例規通達を確認するとともに、関係所属において本件請求2に係る公文書の探索を行ったが確認できなかったと主張する。
  - (ホ) 文書管理訓令を確認したところ、訓令とは本部長が職務運営の基本的事項について職員に対して指揮命令するもの、通達とは本部長が所管事項についてその細目的命令事項を示達するもの、例規通達とは通達等のうちその効力が3年以上であって、廃止の手續を必要とするものと記載されており、規程類の探索を行う範囲として不自然、不合理な点はない。
  - (ヘ) 本件請求2の内容を満たす公文書を確認すべく上記(ロ)のとおり探索を行ったが、規程類を確認できなかったとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。
  - (ヘ) 以上から、実施機関は規程類及び変更文書の双方を保有していないと認められるため、本件対象公文書2を保有していないとする実施機関の主張は妥当である。
- (3) その他審査請求人の主張について  
審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記1 開示請求の内容

##### (1) 本件請求1

息子・〇〇が〇〇署に勤務の時、作成させられた《時間外勤務実績報告書》が、それは、上司・課長の命令により、紙に鉛筆書きさせられた証拠として存在する。

それは、本人・〇〇の意思によりなされるはずはなく、上司の命令・それに類するもの・指示によるものである。その命令の発出根拠なる、内部規定(内部判断)・法・約束を提出するよう請求する。

##### (2) 本件請求2

〇〇財団のGSEメンバー募集について、静岡県警本部に、応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付してあるが、静岡県警本部は〇〇署に矛盾・ねつ造文書である「英語が話せなくても問題ない。」と〇〇署の〇〇課長と副署長に電話で回答した。その静岡県

警察本部がしたねつ造の根拠なる、内部規定（内部判断）・法・約束を提出するよう請求する。

## 別記2 本件対象公文書

### (1) 本件対象公文書1

平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書

### (2) 本件対象公文書2

2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。

静岡県警本部において応募資格を変更するとした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。

## 別記3 先例答申 令和5年6月21日付け静情審第6号（一部抜粋し、便宜上並び替えて付番し直したもの）

### 1 開示請求の内容

#### (1) 請求1

時間外勤務実績報告書は全県的にPC入力するのだそうですが、その報告書は紙に鉛筆書きすることは有るのでしょうか。いつから何にどの様に入力すると決められているのか公文書としてどの様に約束されているのか決まり書（指示書）を開示してください。

#### (2) 請求2

ア 2011～2012年度・静岡県警察に送られた、〇〇GSEよりのメンバー募集の募集要項には、応募資格に英会話に心得のある者と有るのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ英会話に心得のある者という文言が無かったのか。その理由の説明を求める。

イ 上記の文の意味は、その理由の説明を求める。において、いまだかつて、同封した資料①のGSEメンバー募集に英会話に心得がある方と表記が在るものの、資料②の13頁証言30には、英語が話せなくても問題ないと静岡県警察本部が答えたとされております。その矛盾が未だに説明されておられません。ゆえに、その説明を求めるものです。その説明の情報の開示を求めています。

### 2 本件対象公文書

#### (1) 本件対象公文書1

平成24年2月から3月までの間において、〇〇警察署の職員が時間外勤務実績を報告するに当たり、報告方法が記載された文書で〇〇警察署が保有しているもの

#### (2) 本件対象公文書2

ア 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が〇〇

署に送った募集要項

イ 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件請求1について

平成24年2月、3月当時の〇〇警察署を含む実施機関における時間外勤務の報告方法の実態について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 時間外勤務に関する規程として、基本的な事項を定めた静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成7年静岡県警察本部訓令第7号。以下「休暇等管理訓令」という。）が存在する。

イ 休暇等管理訓令第10条において、時間外勤務に関する項目として、時間外勤務の限度時間やその例外となるケース、人事異動の際の引継ぎ等の定めがある。しかし、いずれの項目も、所属長が時間外勤務を命じる際の定めであり、職員が時間外勤務を報告する際の報告方法についての記載はない。

ウ 規程類に限定せず、対象となる公文書を探索したが、時間外勤務の報告方法について定めた公文書の存在は、認められなかった。

#### (2) 本件請求2について

ア 実施機関における公文書の保存に関する定め及び本件対象公文書2の扱いについて

(ア) 本件対象公文書2を含む部外団体が主催する研修に係るファイルについては、人選が必要であることから、人事関係の文書に該当する。

(イ) 職員の人選、任免に係る人事関係の文書については、分類基準表において任命関係編のファイルに綴ることとなっている。

(ロ) 任命関係編に分類される公文書は、保存期間基準表のうち「6 その他3年間保存する必要があると認められる公文書」に該当するものとし、保存期間は3年としている。

(ハ) 本件請求1の対象とされた2011年から2012年の募集要項等については、平成23年に作成又は取得されたものであるから、文書管理訓令第50条の規定により、平成23年の翌年の初日から起算して3年が満了する平成26年末までが保存期間となる。

イ 本件対象公文書2の保有の有無について

(ア) 実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年であり、対象公文書を保有していないと主張しているため、実施機関から関係する資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、任命関係編に係るファイルの保存期間については、実施機関の説明のとおりであった。

(イ) 上記から、本件対象公文書2を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。

(ウ) なお、審査請求人が主張するように、争訟に関する公文書については、保存期間を10年又は30年とする規定は存在する。しかし、本件対象公文書1に関連する訴訟が提起されたのは、本件対象公文書1の保存期間が満了した後のことである。

**【答申の概要】（諮問第241号）静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求**

|         |   |
|---------|---|
| 件名      | 静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求  |
| 本件対象公文書 | <p>文書1…平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書</p> <p>文書2…2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。静岡県警本部において応募資格を変更するとした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。</p> |
| 非開示理由   | 条例第11条第2項（不存在による非開示）  |
| 実施機関    | 静岡県警察本部長  |
| 諮問期日    | 令和4年9月8日  |
| 主な論点    | 公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。   |

**審査会の結論**

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

**審査会の判断**

(1) 請求対象公文書について

ア 本件開示請求及び本件審査請求は、前回開示請求及び前回審査請求に続いて行われたものである。本件開示請求の請求内容と、前回開示請求の請求内容の相違点は、次の2点である。

(ア) 前回開示請求では「作成させられた鉛筆書きの時間外勤務実績報告書」とされているところ、本件開示請求では「上司より作成させられた時間外勤務実績報告書」と上司の指示によるものに限定されており、対象範囲が狭くなっている（開示請求書の記載から、本件開示請求も鉛筆書きを前提にしていると解される。）。  
 (イ) 前回開示請求では「内部規定（内部判断）」とされ、規定（規程）形式に限らず、何らかの判断が記された文書を含む趣旨と解されるところ、本件開示請求では「内部規定」と規定（規程）形式に限定されており、対象範囲が狭くなっている。

イ 本件開示請求で実施機関が特定した公文書は、前回開示請求と同一内容である。

(2) 本件審査請求について

前回審査請求において当審査会は諮問第240号を受け、判断をしている。本件審査請求について判断をするに当たっては、諮問第240号の内容を参酌しつつ検討する。

(3) 本件対象公文書の保有の有無について

当審査会は、前回開示請求に係る公文書を保有していないとして、実施機関が行った公文書非開示決定を妥当と判断している。本件開示請求は、前回開示請求よりも狭い範囲を対象とするものであるから、前回開示請求に係る対象公文書が存在しない以上、本件対象公文書も当然存在しないこととなる。よって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の主張は妥当である

と判断する。

(4) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

(1) 本件請求1

息子・〇〇が〇〇署に勤務の時、上司より作成させられた《時間外勤務実績報告書》が、それは、上司・課長の命令により、紙に鉛筆書きさせられた証拠として存在する。

それは、本人・〇〇の意思によりなされるはずはなく、上司の命令・それに類するもの・指示によるものである。その命令の発出根拠なる、内部規定・法・約束を提出するよう請求する。

(2) 本件請求2

〇〇財団のGSEメンバー募集について、静岡県警本部に、応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付してあるが、静岡県警本部は〇〇署に矛盾・ねつ造文書である「英語が話せなくても問題ない。」と〇〇署の特定幹部に電話で回答した。

その静岡県警察本部がしたねつ造の根拠なる、内部規定・法・約束を提出するよう請求する。

別記2 本件対象公文書

(1) 本件対象公文書1

平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書

(2) 本件対象公文書2

2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。

静岡県警本部において応募資格を変更するとした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。

別記3 前回開示請求の内容

(1) 請求1

息子・〇〇が〇〇署に勤務の時、作成させられた《時間外勤務実績報告書》が、それは、上司・課長の命令により、紙に鉛筆書きさせられた証拠として存在する。

それは、本人・〇〇の意思によりなされるはずはなく、上司の命令・それに類するもの・指示によるものである。その命令の発出根拠なる、内部規定（内部判断）・法・約束を提出するよう請求する。

(2) 請求2

〇〇財団のGSEメンバー募集について、静岡県警本部に、応募資格として「英会話に心得のある

方。」と記載された文書が送付してあるが、静岡県警本部は〇〇署に矛盾・ねつ造文書である「英語が話せなくても問題ない。」と〇〇署の〇〇課長と副署長に電話で回答した。その静岡県警察本部がしたねつ造の根拠なる、内部規定（内部判断）・法・約束を提出するよう請求する。

**【答申の概要】（諮問第242号）静岡県警察における特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する  
審査請求**

|         |   |
|---------|---|
| 件名      | 静岡県警察における特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求  |
| 本件対象公文書 | 2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集の応募資格が記載された文書を廃棄するに当たり、保存期間満了時に事前承認（決裁）を受けたことが分かる文書及び保存期間満了前の廃棄手続が行われたことが分かる文書 |
| 非開示理由   | 条例第11条第2項（不存在による非開示）  |
| 実施機関    | 静岡県警察本部長  |
| 諮問期日    | 令和4年9月8日  |
| 主な論点    | 公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。                                     |

**審査会の結論**

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

**審査会の判断**

(1) 本件決定の妥当性について

ア 開示請求の内容のうち、①及び②について

(ア) 審査請求人は、令和3年8月17日に、2011年度から2012年度の間〇〇財団から静岡県警察本部に送られた文書の内容と、それを受けて静岡県警察本部から〇〇警察署に送られた文書の内容が相違しているとして、その理由を説明する公文書の開示請求を行っている。

これに対し、実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年であり、開示請求受付時点で当該期間は満了しており廃棄したことから、当該公文書は保有していないとして、令和3年9月6日付けで非開示（不存在）決定を行った。審査請求人は、これを不服として審査請求を行っている。

当審査会は、〇〇財団から静岡県警察本部に送られた文書に関し類似する事案について、令和4年1月20日付け静公委相第98号において諮問庁から諮問を受け、令和5年6月21日付け静情審第6号（以下「先例答申」という。）において、別記3のとおり、実施機関の決定を妥当と判断している。

(イ) 本件開示請求の内容は、部外団体が主催する研修に関する公文書である。先例答申において不存在とされている公文書と同一内容又はそれに含まれるものであれば、既に非開示（不存在）決定が妥当であるとの判断を行っているため、このことについて以下検討する。

(ロ) 本件開示請求の内容のうち、①及び②に係る公文書については、部外団体が主催する研修に関し、実施機関が意思決定をするに当たって作成された決裁文書及びその理由が記載された文書であり、先例答申において不存在とされている公文書と同一内容又はそれに含まれるものである。このため、不存在であることは首肯でき、先例答申における判断を変更するに足る事由も認められないことから、①及び②に係る公文書について、実施機関が非開示（不存在）と決定したことは、今回新たに検討するまでもなく、妥当である。

イ 開示請求の内容のうち、③及び④について

(ア) 開示請求の内容のうち、③及び④に係る公文書については、部外団体が主催する研修に関する公文書そのものではなく、当該公文書を実施機関が廃棄するに当たって作成した決裁文書であり、先例答申において不存在とされている公文書と同一内容又はそれに含まれるもの

ではない。このため、③及び④に係る公文書について、実施機関が非開示（不存在）と決定したことの妥当性について、以下検討する。

(イ) 実施機関は、対象公文書が存在しないことについて以下のとおり説明する。

本件開示請求は、開示請求書の前段において「県警本部が〇〇署に連絡した（中略）」ことに対する更なる請求であると読み取れることから、対象所属を県警本部主管課と〇〇警察署とした。

警察本部における公文書の廃棄手続については、静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。）に規定されており、保存期間満了前の公文書については、第53条において「本部長の承認を得て廃棄する」と規定されているものの、保存期間が満了した公文書については、第52条において「当該公文書の内容又は媒体に応じた方法により廃棄する」と規定されているのみで、廃棄に係る事前承認（決裁）については、規定していない。

保存期間が満了した公文書を廃棄するに当たり、所属によっては事前承認（決裁）を行っているが、県警本部及び〇〇警察署においては行っておらず、念のためGSE関係公文書の関係所属において探索も行ったが、対象公文書は確認できなかった。

(ウ) 当審査会事務局職員をして、現行の文書管理訓令第52条及び第53条を確認させたところ、実施機関の説明のとおりであった。念のため平成23年度当時の文書管理訓令第52条及び第53条についても確認させたが、同様であった。

(エ) 所属によっては事前に廃棄の決裁文書を作成している事実があるとしても、実際にそのような規定が存在しない以上、当該決裁文書が作成されないことも当然に想定される。したがって、本件開示請求の対象所属においては、当該決裁文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。その上で、GSE関係公文書の関係所属において探索を行ったが確認できなかったのであるから、実施機関が対象公文書を保有していないとして非開示決定を行ったことは妥当である。

(オ) なお、審査請求人は、争訟に関する公文書の保存期間は10年又は30年である旨を主張するが、本件開示請求に係る公文書に関連する訴訟の提起が当該公文書の保存期間が満了した後であることは、先例答申において指摘したとおりである。

(2) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記1 開示請求の内容

公文書の保存期間の1年・3年・5年・10年・30年において、廃棄する時は1年以上それぞれの保存期間において決裁の後に廃棄とされており、〇〇のGSEより静岡県警に届いた公文書を

- ① GSEよりの公文書を捏造・言い換えした時の決裁文書とその理由
- ② GSEよりの公文書を、英語が話せなくても問題ないとした時の決裁文書とその理由
- ③ 静相情第19号の弁明書で外部団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年として廃棄した時の決裁文書とその理由

④ 裁判（争訟）中には保存するとされた公文書の廃棄の決裁文書とその理由

別記2 弁明書において特定された対象公文書

2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集の応募資格が記載された文書を廃棄するに当たり、保存期間満了時に事前承認（決裁）を受けたことが分かる文書及び保存期間満了前の廃棄手続が行われたことが分かる文書

別記3 先例答申 令和5年6月21日付け静情審第6号（一部抜粋し、便宜上並び替えて付番し直したもの）

1 開示請求の内容

- (1) 2011～2012年度・静岡県警察に送られた、〇〇GSEよりのメンバー募集の募集要項には、応募資格に英会話に心得のある者と有るのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ英会話に心得のある者という文言が無かったのか。その理由の説明を求める。
- (2) 上記の文の意味は、その理由の説明を求める。において、いまだかつて、同封した資料①のGSEメンバー募集に英会話に心得がある方と表記が在るものの、資料②の13頁証言30には、英語が話せなくても問題ないと静岡県警察本部が答えたとされております。その矛盾が未だに説明されておりません。ゆえに、その説明を求めるものです。その説明の情報の開示を求めています。

2 本件対象公文書

- (1) 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が〇〇署に送った募集要項
- (2) 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書

3 審査会の判断

- (1) 実施機関における公文書の保存に関する定め及び本件対象公文書の扱いについて
  - ア 本件対象公文書を含む部外団体が主催する研修に係るファイルについては、人選が必要であることから、人事関係の文書に該当する。
  - イ 職員の人選、任免に係る人事関係の文書については、分類基準表において任命関係編のファイルに綴ることとなっている。
  - ウ 任免関係編に分類される公文書は、保存期間基準表のうち「6 その他3年間保存する必要があると認められる公文書」に該当するものとし、保存期間は3年としている。
  - エ 本件請求1の対象とされた2011年から2012年の募集要項等については、平成23年に作成又は取得されたものであるから、文書管理訓令第50条の規定により、平成23年の翌年の初日から起算して3年が満了する平成26年末までが保存期間となる。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年であり、対象公文書を保有していないと主張しているため、実施機関から関係する資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、任命関係編に係るファイルの保存期間については、実施機関の説明のとおりであった。

イ 上記から、本件対象公文書を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。

ウ なお、審査請求人が主張するように、争訟に関する公文書については、保存期間を10年又は30年とする規定は存在する。しかし、本件対象公文書1に関連する訴訟が提起されたのは、本件対象公文書1の保存期間が満了した後のことである。

【答申の概要】（諮問第243号）特定市における犬の多頭飼育崩壊事案報告に関する文書の部分開示決定に対する審査請求

|         |  |
|---------|--|
| 件名      | 特定市における犬の多頭飼育崩壊事案報告に関する文書の部分開示決定に対する審査請求             |
| 本件対象公文書 | <知事報告>●●市における犬の多頭飼育崩壊事案報告（第2報）                       |
| 非開示理由   | 条例第7条第6項（事務又は事業に関する情報）                               |
| 実施機関    | 静岡県知事  |
| 諮問期日    | 令和4年10月14日   |
| 主な論点    | 本件対象公文書の特定の妥当性及び本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張は妥当か。 |

**審査会の結論**

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

**審査会の判断**

(1) 本件審査請求について

ア 実施機関は、特定市における犬の多頭飼育崩壊事案において、警察立会いの下、犬93頭を保護している。審査請求人は、実施機関が保護した93頭のうち、動物愛護ボランティアに譲渡した92頭分の譲り受けに関する誓約書の写しを事前に入手している。多頭飼育崩壊事案発生後の新聞記事等で、多頭飼育されていた犬の頭数は全体で109頭であったことが報じられているところ、本件開示請求は、109頭と92頭の差である、17頭分の犬の行方を示す公文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求に対し、実施機関は本件対象公文書を特定し、その一部が条例第7条第6号に該当するとして本件決定を行った。審査請求人は、本件決定を受け、本件対象公文書は請求した公文書ではないと主張し、17頭分のうち1頭分の記載しか認められないことから、残る16頭について、対象公文書の追加の特定及び開示を求め、本件審査請求を提起した。

ウ これに対して、実施機関は、本件対象公文書の特定は妥当であると主張している。非開示とされた部分の開示については争いがないことから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性及び本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張の妥当性について検討する。

(2) 公文書特定の妥当性について

ア 本件対象公文書の開示部分には、実施機関が93頭を保護した後、3団体へ92頭譲渡し、1頭は病院へ搬送後死亡した旨の記載がある。病院へ搬送後死亡した1頭分の記載は、請求されている17頭に含まれる1頭分であることから、本件対象公文書は、少なくとも請求に係る公文書の一部であると認められる。

イ 本件審査請求においては争われていないが、実施機関は、本件決定において非開示とした部分には、一部の犬の移動情報が含まれていると説明しており、非開示部分に16頭の一部又は全部の移動情報が記載されていると推測されることから、当審査会において当該公文書を見分したところ、非開示部分には残る16頭分全ての移動情報が記載されていた。

ウ 本件対象公文書には、16頭分については非開示とされているものの、審査請求人が求めて

いる 17 頭分全ての行方を示す情報が記載されていることから、実施機関が本件対象公文書を別記 2 のとおり特定したことは妥当である。

エ 実施機関は警察の強制捜査に立ち会っていたことから、該当する公文書を作成又は取得した可能性が考えられるため、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は強制捜査の協力として立ち会っていたのみで、16 頭の犬の移動には介入しておらず、16 頭分の行方を示す文書は作成又は取得していないとの説明があった。

実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張は妥当と認められる。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、審査会の結論のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容

令和 3 年 4、5 月に、(●●市で発生した愛護動物の虐待事件に係る犬)として「多頭飼育に係る誓約書」により●●保健所が譲渡した 92 頭分を除く、残り 17 頭分の行方を示す文書

別記 2 本件対象公文書

<知事報告>●●市における犬の多頭飼育崩壊事案報告(第 2 報)

## 第2 行政資料・統計資料等の提供

### 1 県民サービスセンターの利用者数

(単位：人)

| 年 度      | 情報提供合計    | 内 訳         |             |                |
|----------|-----------|-------------|-------------|----------------|
|          |           | 行政資料<br>提 供 | 統計資料<br>提 供 | その他自由<br>閲 覧 等 |
| 平成元～25年度 | 1,034,750 | 79,529      | 48,158      | 907,063        |
| 平成26年度   | 40,684    | 1,403       | 491         | 38,790         |
| 平成27年度   | 37,895    | 1,552       | 417         | 35,926         |
| 平成28年度   | 34,576    | 1,348       | 507         | 32,721         |
| 平成29年度   | 33,532    | 1,427       | 468         | 31,637         |
| 平成30年度   | 32,769    | 1,296       | 570         | 30,903         |
| 令和元年度    | 36,908    | 1,244       | 488         | 35,176         |
| 令和2年度    | 23,284    | 1,080       | 457         | 21,747         |
| 令和3年度    | 26,705    | 1,142       | 286         | 25,277         |
| 令和4年度    | 41,993    | 1,343       | 352         | 40,298         |
| 令和5年度    | 36,011    | 1,157       | 432         | 34,422         |
| 合 計      | 1,379,107 | 92,521      | 52,626      | 1,233,960      |

### 2 行政資料・統計資料の貸出状況

(単位：件・%)

| 分 類 |           |                       | 件 数(構成比)  |
|-----|-----------|-----------------------|-----------|
| 00  | 総 記       | (総記、県統計年鑑、市町村資料)      | 10 (4.6)  |
| 20  | 歴 史       | (歴史・遺跡)               | 1 (0.5)   |
| 31  | 政 治       | (議会・選挙、県行政、消防・防災・公安等) | 13 (6.0)  |
| 33  | 経 済       | (経済、人口・土地・資源、金融・銀行等)  | 2 (0.9)   |
| 34  | 財 政       | (財政、予算・決算、租税等)        | 3 (1.4)   |
| 36  | 社 会       | (社会保障、生活、労働、社会福祉等)    | 4 (1.8)   |
| 37  | 教 育       | (教育、幼・小・中・高等学校等)      | 80 (36.7) |
| 49  | 医学・薬学     | (医学・薬学、保健・衛生等)        | 1 (0.5)   |
| 50  | 技術・工学     | (工業、エネルギー・資源等)        | 1 (0.5)   |
| 51  | 建設工学・土木工学 | (土木、河川工学、公害・環境工学等)    | 32 (14.7) |
| 65  | 林 業       | (林業)                  | 17 (7.8)  |
| 67  | 商 業       | (商業、貿易等)              | 2 (0.9)   |
| 68  | 運輸・交通     | (運輸・交通、観光等)           | 19 (8.7)  |
| 90  | 文 学       | (文学)                  | 1 (0.5)   |
| S   | 市町村資料     |                       | 3 (1.4)   |
| T   | 他都道府県     |                       | 20 (9.2)  |
| W   | 国白書       |                       | 9 (4.1)   |
| 合 計 |           |                       | 218       |

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

### 3 情報提供した主な行政資料・統計資料

| 部 局 等      | 情報提供した主な行政資料・統計資料   |
|------------|---|
| 知事直轄組織     | 静岡県の要望・提案、県政世論調査、県議会定例会議案、県議会定例会議案説明書、県議会定例会知事提案説明要旨、県議会定例会部局長説明要旨、県が出資又は債務を負担している法人の経営状況報告書、当初予算概要、当初予算主要事業参考資料、予算の説明、県財政のあらまし、静岡県の新ビジョン（後期アクションプラン）、静岡県勢要覧、静岡県の統計、静岡県統計年鑑、家計調査年報  |
| 危機管理部      | 静岡県の原子力発電、浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果   |
| 経営管理部      | 静岡県公報、静岡県職員録、市町の概要、地域づくりへの支援制度  |
| くらし・環境部    | 静岡県男女共同参画白書、環境白書、静岡県水循環保全条例第16条に基づく水源保全地域、水の週間記念作文集、大気汚染及び水質汚濁等の状況、交通事故相談の概況  |
| スポーツ・文化観光部 | 静岡県観光交流の動向、埋蔵文化財センター調査報告、文化財年報、ふじのくに地球環境史ミュージアム年報   |
| 健康福祉部      | 健康福祉部の概要、児童相談所事業概要、明日のしあわせを願って、医療法人事業報告書、血液事業の現状、静岡県立総合病院年報   |
| 経済産業部      | 静岡県月例経済報告、経済産業部事業概要、データでみる静岡県の地場産業、静岡県食と農の基本計画、静岡県農業農村整備みらいプラン、静岡県農ビジネス300事例集、静岡県工業技術研究所研究報告、地域森林計画変更計画書、静岡県森林共生白書、静岡県森林共生基本計画、静岡県水産・海洋技術研究所研究報告                                    |
| 交通基盤部      | 交通基盤部概要、積算資料（調査編）、土木工事積算資料、静岡県建設資材等価格表、港湾工事標準単価表、静岡県森林整備保全業務委託標準歩掛、地すべり調査委託標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書、土質調査業務委託標準積算基準、用地調査等業務委託標準積算基準書、建設業許可業者一覧表、静岡県河川指定調査書、静岡県水防計画書、静岡県の都市計画、静岡県屋外広告業登録簿 |
| 出納局        | 静岡県歳入歳出決算書  |

| 部 局 等    | 情報提供した主な行政資料・統計資料  |
|----------|--|
| 県 議 会    | 県議会定例会（臨時会）会議録、県議会常任（特別）委員会会議録   |
| 人事委員会    | 静岡県職員・警察官採用試験、人事委員会年報  |
| 教育委員会    | 静岡県教員採用選考試験、静岡県立特別支援学校寄宿舎指導員選考試験、初任者研修資料、静岡県公立高等学校要覧、しずおかの青少年、静岡県社会教育関係基礎資料集                 |
| 警察本部     | 静岡県の犯罪   |
| 国        | 官報、各種白書、各種統計年報、国勢調査、社会生活統計指標、在留外国人統計   |
| 市町・他都道府県 | 市町事業概要、市町予算書、市町統計書、市政報告書、地域防災計画  |
| 団 体      | 静岡県社会福祉施設・事業所・団体要覧、静岡県経済白書、静岡県会社要覧、茶業研究報告、公益法人を巡る改革の定量的評価、ふじのくにの人口史、静岡大学経済研究、静岡大学法政研究、レジャー白書 |

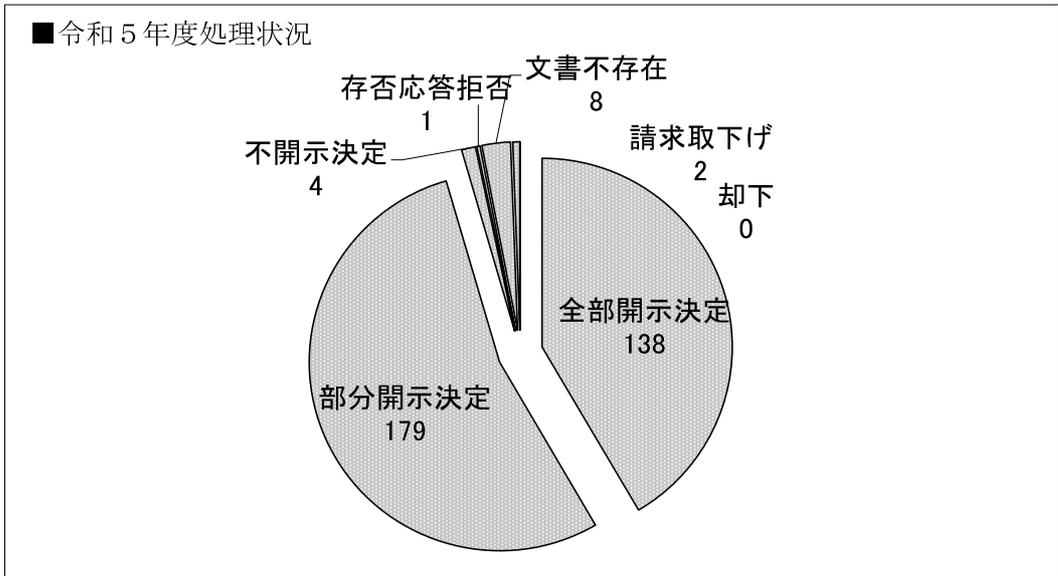
### 第3 個人情報保護制度

#### 1 実施機関別の保有個人情報開示請求及び処理の状況

(単位：件)

| 実施機関  | 開示請求件数 | 処 理    |        |          |        |           |       |    |
|---|--------|--------|--------|----------|--------|-----------|-------|----|
|   |        | 全部開示決定 | 部分開示決定 | 不(非)開示決定 | 存否応答拒否 | 保有個人情報不存在 | 請求取下げ | 却下 |
| 知 事   | 9      | 2      | 4      | 2        |        |           | 1     |    |
| 議 会   | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 教 育 委 員 会                                   | 153    | 132    | 20     |          | 1      |           |       |    |
| 選挙管理委員会                                     | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 人 事 委 員 会                                   | 1      |        |        |          |        | 1         |       |    |
| 監 査 委 員                                     | 3      | 1      | 1      |          |        | 1         |       |    |
| 公 安 委 員 会                                   | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 警 察 本 部 長                                   | 166    | 3      | 154    | 2        |        | 6         | 1     |    |
| 労 働 委 員 会                                   | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 収 用 委 員 会                                   | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 海 区 漁 業<br>調 整 委 員 会                        | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 内 水 面 漁 場<br>管 理 委 員 会                      | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 公 営 企 業<br>管 理 者                            | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| がんセンター<br>事 業 管 理 者                         | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 静 岡 県 公 立<br>大 学 法 人                        | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 公 立 大 学 法 人<br>静 岡 文 化 芸 術 大 学              | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 公 立 大 学 法 人<br>静 岡 社 会 健 康<br>医 学 大 学 院 大 学 | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 地 方 独 立 行 政 法 人<br>静 岡 県 立 病 院 機 構          | 0      |        |        |          |        |           |       |    |
| 合 計   | 332    | 138    | 179    | 4        | 1      | 8         | 2     | 0  |

※全部を開示しない決定のことを、令和4年度までは「非開示決定」、令和5年度からは「不開示決定」という。



2 開示率

$$\text{令和5年度開示率} = \frac{\text{全部開示} + \text{部分開示}}{\text{全部開示} + \text{部分開示} + \text{不開示} + \text{存否応答拒否}} = 98.4\%$$

(参考：令和4年度開示率=96.7%)

3 15日以内決定率※

| 年度       | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15日以内決定率 | 89.3% | 92.0% | 89.5% | 68.5% | 69.7% | 66.0% |

※15日以内決定率：当該年度にあった開示請求のうち、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行ったものの割合

4 不開示理由の内訳

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報 (第78条第1号) | 0   |
| 開示請求者以外の個人情報 (第78条第2号)             | 161 |
| 事業活動情報 (第78条第3号)                   | 2   |
| 国の安全等に関する情報 (第78条第4号)              | 0   |
| 犯罪の予防、捜査等情報 (第78条第5号)              | 75  |
| 審議、検討又は協議に関する情報 (第78条第6号)          | 0   |
| 事務又は事業に関する情報 (第78条第7号)             | 140 |

注) 上記表は部分開示決定、不開示決定をした案件の不開示理由の内訳を示しています。なお、1つの案件において複数の不開示理由に該当している場合には、それぞれの理由に重複して計上しています。

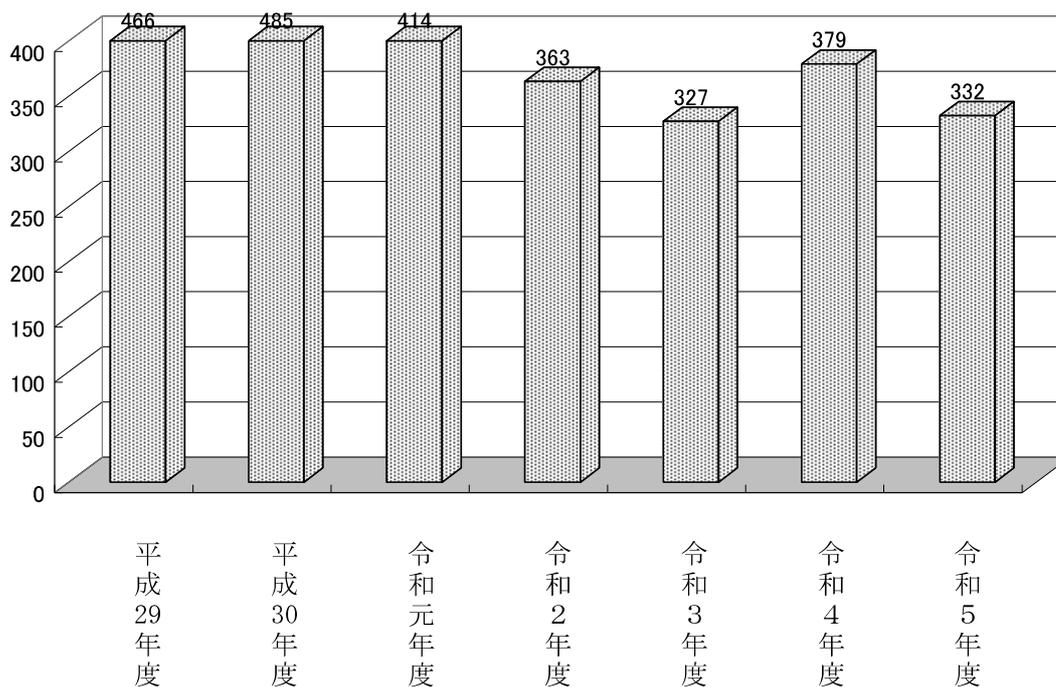
## 5 年度別の保有個人情報開示請求及び処理の状況

| 年度        | 開示請求件数 | 処 理    |        |          |        |           |       |    |
|-----------|--------|--------|--------|----------|--------|-----------|-------|----|
|           |        | 全部開示決定 | 部分開示決定 | 不（非）開示決定 | 存否応答拒否 | 保有個人情報不存在 | 請求取下げ | 却下 |
| 平成15～28年度 | 3,956  | 2,610  | 971    | 5        | 3      | 352       | 6     | 9  |
| 平成29年度    | 466    | 322    | 131    | 3        | 1      | 7         | 1     | 1  |
| 平成30年度    | 485    | 299    | 167    | 4        |        | 10        |       | 5  |
| 令和元年度     | 414    | 232    | 159    | 3        | 1      | 17        |       | 2  |
| 令和2年度     | 363    | 111    | 228    | 1        | 1      | 16        | 1     | 5  |
| 令和3年度     | 327    | 155    | 151    | 6        |        | 11        | 3     | 1  |
| 令和4年度     | 379    | 174    | 174    | 10       | 2      | 16        | 3     |    |
| 令和5年度     | 332    | 138    | 179    | 4        | 1      | 8         | 2     |    |
| 合計        | 6,722  | 4,041  | 2,160  | 36       | 9      | 437       | 16    | 23 |

### 【補足】

- ・平成16年度から、各県立高等学校の入学者選抜試験における自点の開示請求は口頭開示として対応している。
- ・平成18年度は特定の案件に関する計321件の請求があったほか、特定の県立高等学校の入学者選抜試験における自点の開示請求が（口頭開示期間経過後に）116件あった。
- ・全部を開示しない決定のことを、令和4年度までは「非開示決定」、令和5年度からは「不開示決定」という。

### ■保有個人情報開示請求件数の推移



## 6 保有個人情報訂正請求の処理状況

(単位：件)

|          | 訂正請求件数 | 処 理  |        |        |       |    |
|----------|--------|------|--------|--------|-------|----|
|          |        | 訂正決定 | 部分訂正決定 | 訂正拒否決定 | 請求取下げ | 却下 |
| H15～18年度 | 3      |      | 1      | 2      |       |    |
| 平成19年度   | 1      |      | 1      |        |       |    |
| 平成20年度   | 2      |      | 2      |        |       |    |
| 平成21年度   | 1      |      |        | 1      |       |    |
| 平成22年度   |        |      |        |        |       |    |
| 平成23年度   |        |      |        |        |       |    |
| 平成24年度   |        |      |        |        |       |    |
| 平成25年度   |        |      |        |        |       |    |
| 平成26年度   |        |      |        |        |       |    |
| 平成27年度   |        |      |        |        |       |    |
| 平成28年度   | 2      |      | 1      | 1      |       |    |
| 平成29年度   |        |      |        |        |       |    |
| 平成30年度   | 4      |      |        | 4      |       |    |
| 令和元年度    | 1      |      |        | 1      |       |    |
| 令和2年度    | 6      |      |        | 6      |       |    |
| 令和3年度    |        |      |        |        |       |    |
| 令和4年度    | 1      |      |        | 1      |       |    |
| 令和5年度    | 1      |      |        | 1      |       |    |
| 合 計      | 22     |      | 5      | 17     |       |    |

## 7 保有個人情報利用停止請求の処理状況

(単位：件)

|          | 利用停止<br>請求件数 | 処 理    |              |              |       |    |
|----------|--------------|--------|--------------|--------------|-------|----|
|          |              | 利用停止決定 | 部分利用<br>停止決定 | 利用停止<br>拒否決定 | 請求取下げ | 却下 |
| H15～18年度 | 1            |        |              | 1            |       |    |
| 平成19年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成20年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成21年度   | 1            |        |              |              |       | 1  |
| 平成22年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成23年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成24年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成25年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成26年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成27年度   | 1            | 1      |              |              |       |    |
| 平成28年度   | 1            |        |              | 1            |       |    |
| 平成29年度   |              |        |              |              |       |    |
| 平成30年度   | 1            |        |              | 1            |       |    |
| 令和元年度    |              |        |              |              |       |    |
| 令和2年度    |              |        |              |              |       |    |
| 令和3年度    |              |        |              |              |       |    |
| 令和4年度    |              |        |              |              |       |    |
| 令和5年度    | 1            |        |              | 1            |       |    |
| 合 計      | 6            | 1      |              | 4            |       | 1  |

8 行政不服審査法に基づく審査請求の状況

(単位：件)

| 区 分       | 審査請求           |                    | 処 理 |         |    |      |    |     |     |
|-----------|----------------|--------------------|-----|---------|----|------|----|-----|-----|
|           | 前年度からの繰越<br>件数 | 年度中の<br>審査請求<br>件数 | 裁決  | 左 の 内 訳 |    |      |    | 取下げ | 審理中 |
|           |                |                    |     | 却下      | 棄却 | 一部認容 | 認容 |     |     |
| H15～H21年度 | -              | 14                 | 11  |         | 6  | 4    | 1  | 2   | 7   |
| 平成22年度    | 1              |                    | 1   |         |    | 1    |    |     |     |
| 平成23年度    |                | 2                  |     |         |    |      |    |     | 2   |
| 平成24年度    | 2              | 2                  | 3   |         | 1  | 2    |    |     | 1   |
| 平成25年度    | 1              | 2                  | 1   |         |    | 1    |    |     | 2   |
| 平成26年度    | 2              |                    | 2   |         | 2  |      |    |     |     |
| 平成27年度    |                |                    |     |         |    |      |    |     |     |
| 平成28年度    |                | 6                  | 2   |         | 1  | 1    |    | 2   | 2   |
| 平成29年度    | 2              | 5                  | 3   | 1       | 2  |      |    |     | 4   |
| 平成30年度    | 4              | 6                  | 2   |         | 1  |      | 1  | 1   | 7   |
| 令和元年度     | 7              | 1                  | 6   |         | 4  | 2    |    | 1   | 1   |
| 令和2年度     | 1              | 4                  | 2   |         | 2  |      |    |     | 3   |
| 令和3年度     | 3              | 1                  | 3   |         | 3  |      |    |     | 1   |
| 令和4年度     | 1              | 10                 | 3   |         | 3  |      |    | 1   | 7   |
| 令和5年度     | 7              | 5                  | 2   |         | 2  |      |    |     | 10  |
| 合 計       | -              | 58                 | 41  | 1       | 27 | 11   | 2  | 7   | -   |

9 静岡県個人情報保護審査会の開催等の状況

(単位：件)

| 年 度       | 審査会<br>開催回数 | 実施機関からの諮問等の状況 |              |     |         |       |     |     |            |     |
|-----------|-------------|---------------|--------------|-----|---------|-------|-----|-----|------------|-----|
|           |             | 諮 問           |              | 答 申 | 左 の 内 訳 |       |     |     | 諮問の<br>取下げ | 審議中 |
|           |             | 前年度からの繰越      | 年度中<br>の 諮 問 |     | 原処分妥当   | 一部取消し | 取消し | その他 |            |     |
| H15～H21年度 | 30回         | -             | 11           | 8   | 5       | 2     | 1   |     | 2          | 1   |
| 平成22年度    | 1回          | 1             |              | 1   |         | 1     |     |     |            |     |
| 平成23年度    | 1回          |               | 1            |     |         |       |     |     |            | 1   |
| 平成24年度    | 12回         | 1             | 3            | 3   | 1       | 2     |     |     |            | 1   |
| 平成25年度    | 5回          | 1             | 2            | 1   |         | 1     |     |     |            | 2   |
| 平成26年度    | 10回         | 2             |              | 2   | 2       |       |     |     |            |     |
| 平成27年度    | 1回          |               |              |     |         |       |     |     |            |     |
| 平成28年度    | 7回          |               | 2            | 2   | 1       |       |     | 1※  |            |     |
| 平成29年度    | 8回          |               | 4            | 2   | 2       |       |     |     |            | 2   |
| 平成30年度    | 8回          | 2             | 8            | 2   | 1       |       | 1   |     | 1          | 7   |
| 令和元年度     | 9回          | 7             |              | 6   | 4       | 2     |     |     | 1          |     |
| 令和2年度     | 9回          |               | 4            | 2   | 2       |       |     |     |            | 2   |
| 令和3年度     | 9回          | 2             | 2            | 4   | 4       |       |     |     |            |     |
| 令和4年度     | 6回          |               | 6            | 2   | 2       |       |     |     |            | 4   |
| 令和5年度     | 10回         | 4             | 7            | 3   | 2       | 1     |     |     |            | 8   |
| 合 計       | 126回        | -             | 50           | 38  | 26      | 9     | 2   |     | 4          | -   |

※ 審査会の判断を踏まえ、開示の可否について再検討すべきとした答申

\*令和5年3月31日以前になされた開示請求に係る案件については、旧条例に基づき審議している。

●その他の諮問案件

| 諮問年度   | 諮問件数 | 諮 問 内 容  |
|--------|------|--|
| 平成26年度 | 3    | 特定個人情報保護評価に係る第三者点検の実施に関する諮問（2件）<br>静岡県個人情報保護条例の改正に係る諮問 |
| 平成29年度 | 1    | 静岡県個人情報保護条例の改正に係る諮問                                    |
| 令和元年度  | 2    | 特定個人情報保護評価に係る第三者点検の実施に関する諮問（2件）                        |
| 令和5年度  | 1    | 特定個人情報保護評価に係る第三者点検の実施に関する諮問                            |

10 静岡県個人情報保護審査会の審議内容

| 審査会   | 開催日        | 審議（諮問）案件      | 審議の内容                    |
|-------|------------|---------------|--------------------------|
| 第127回 | 令和5年6月5日   | 49～50号        | 審議（49～50号）               |
| 第128回 | 令和5年7月20日  | 49～50号、51号    | 審議（49～50号、51号）           |
| 第129回 | 令和5年8月25日  | 49～50号        | 審議、口頭意見陳述（49～50号）        |
| 第130回 | 令和5年9月22日  | PIA<br>49～50号 | 審議（PIA、49～50号）           |
| 第131回 | 令和5年10月18日 | 49～50号        | 審議（49～50号）               |
| 第132回 | 令和5年11月29日 | PIA           | 審議（PIA）                  |
| 第133回 | 令和5年12月22日 | 49～50号        | 審議（49～50号）<br>答申（49～50号） |
| 第134回 | 令和5年1月26日  | 51号、52号       | 審議（51号、52号）              |
| 第135回 | 令和5年2月20日  | 52号           | 審議（52号）                  |
| 第136回 | 令和5年3月18日  | 51号、52号       | 審議（51号、52号）<br>答申（52号）   |

※PIA・・・特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく、特定個人情報保護評価書に係る第三者点検

11 静岡県個人情報保護審査会審議案件概要

（令和6年3月末現在）

| 諮問番号 | 諮問案件の内容  | 原処分決定       | 担当室（課）所 | 諮問までの経過   | 審議状況等                         | 備考 |
|------|--|-------------|---------|---|-------------------------------|----|
| 49   | 自己に対する説明の判断根拠となる文書に係る非開示決定に対する審査請求               | 非開示（不存在）    | 義務教育課   | 開示請求 R4.12.12<br>決定 R4.12.19<br>審査請求 R4.12.23<br>諮問 R5.2.20 | 答申 R5.12.22<br>内容<br>原処分妥当    |    |
| 50   | 自己の通報に関して実施機関が参酌した法令及び判例が記載された文書に係る非開示決定に対する審査請求 | 非開示（不存在）    | 義務教育課   | 開示請求 R5.1.5<br>決定 R5.1.16<br>審査請求 R5.1.23<br>諮問 R5.2.20     | 答申 R5.12.22<br>内容<br>原処分妥当    |    |
| 51   | 自己の措置入院に係る精神保健福祉に関する相談記録の非開示決定に対する審査請求           | 非開示（存否応答拒否） | 西部保健所   | 開示請求 R4.10.18<br>決定 R4.10.31<br>審査請求 R4.12.9<br>諮問 R5.2.24  | 審議中                           |    |
| 52   | 特定事故に関する報告書に係る部分開示決定に対する審査請求                     | 部分開示        | 警察相談課   | 開示請求 R4.8.8<br>決定 R4.9.7<br>審査請求 R4.11.29<br>諮問 R5.3.2      | 答申 R6.3.18<br>内容<br>一部を開示すべ   |    |
| PIA  | 特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく、特定個人情報保護評価書に係る第三者点検  |             | 市町行財政課  |   | 点検完了 R5.11.29<br>点検結果<br>問題なし |    |

（参考）

静岡県個人情報保護審査会委員名簿（氏名は五十音順）

| 氏名      | 職業等              | 就任状況     |
|---------|------------------|----------|
| 天野 ゆかり  | 静岡県立大学 経営情報学部 講師 | 令和3年4月～  |
| 伊東 明子   | 常葉大学 教育学部 教授     | 平成29年4月～ |
| 原田 伸一郎  | 静岡大学 情報学部 教授     | 平成29年4月～ |
| 宮田 逸江   | 弁護士              | 令和5年4月～  |
| ◎ 吉崎 暢洋 | 常葉大学 法学部 教授      | 平成31年4月～ |

（注）令和6年3月末現在。◎は会長。

# 静岡県個人情報保護審査会答申概要

(令和5年度)

ページ

- 1 令和5年12月22日答申  
自己に対する説明の判断根拠となる文書に係る非開示決定に対する審査請求  
(諮問第49号) ..... 60
- 2 令和5年12月22日答申  
自己の通報に関して実施機関が参酌した法令及び判例が記載された文書に係  
る非開示 (諮問第50号) ..... 62
- 3 令和6年3月18日答申  
特定事故に関する報告書に係る部分開示決定に対する審査請求 (諮問第52  
号) ..... 63

答 申 の 概 要

|  |  |       |            |
|--|--|-------|------------|
| 件 名  | 自己に対する説明の判断根拠となる文書に係る非開示決定に対する審査請求(諮問第49号)                   |       |            |
| 本件保有個人情報   | 実施機関による審査請求人に対する説明と元校長による審査請求人に対する説明のどちらが正しいのか判断できる文書(文書不存在) |       |            |
| 主な非開示理由  | 条例第21条第3項(文書不存在)   |       |            |
| 実施機関   | 静岡県教育委員会   |       |            |
| 諮問年月日  | 令和5年2月21日  | 答申年月日 | 令和5年12月22日 |
| 主な論点   | 実施機関が条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。                              |       |            |
| <p><b>審査会の結論</b></p> <p>実施機関の決定は妥当である。</p>   |  |       |            |
| <p><b>審査会の判断</b></p> <p>当審査会は、本件審査請求について審査した結果、以下のとおり判断する。</p> <p>(1) 保有個人情報の特定経緯について</p> <p>ア 実施機関における特定の経緯を確認したところ、以下のとおりであった。</p> <p>イ 本件請求は、請求対象となり得る保有個人情報については、次の3種類が想定された。</p> <p>    a 説明A(実施機関による審査請求人に対する説明)に係る内容が正しいと判断できる保有個人情報(以下「情報a」という。)</p> <p>    b 説明B(元校長による審査請求人に対する説明)に係る内容が正しいと判断できる保有個人情報(以下「情報b」という。)</p> <p>    c 説明Aに係る内容又は説明Bに係る内容が正しいとは記載されていないが、それを読めば、どちらが正しいのか判断できる保有個人情報(以下「情報c」という。)</p> <p>ウ 本件請求を窓口で受け付けた際、実施機関の職員が審査請求人に対し、本件請求の内容について、情報aと情報bのそれぞれの開示を求める趣旨であるか、それとも情報cの開示を求める趣旨であるかを確認したところ、情報cの開示を求める趣旨であるとのことであった。</p> <p>エ 別件請求では、請求の趣旨が明らかでなかったため、補正命令を行ったが、本件請求については、請求時点で趣旨が明らかとなったため、補正命令は行わず、本件処分を行ったものである。</p> <p>(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について</p> <p>ア 実施機関は、説明Bについて、事実の確認に至っていないことから、情報cに当たる文書は作成しておらず、本件請求に係る保有個人情報は保有していないと主張する。</p> <p>    当審査会事務局職員をして、実施機関に確認したところ、実施機関は、元校長が審査請求人に対し、審査請求人の主張する説明Bに係る内容を説明したという事実の確認に至っていないという認識であることから、「説明Aに係る内容」と「説明の有無について事実が確認できていない説明Bに係る内容」のどちらが正しいのか判断できる資料(情報c)は作成していないとのことであった。</p> <p>イ 本件請求は、説明Bに係る内容について、元校長が審査請求人に対し説明を行ったことを前提として行われたものであるが、その前提について実施機関は確認できていないことから、情報cに係る文書を作成していないという実施機関の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。</p> <p>ウ また、審査請求人は、別件請求に対する実施機関の公文書非開示決定の際に、保有個人情報開示請求を案内されたのだから、文書が存在するはずだと主張していることから、別件請求に係る決定時の案内内容を確認したところ、「請求のあった公文書開示請求書においては、請求内容を精査した結果、ある特定の個人の事案に対する説明内容の根拠となった文書の開示を求めているものと判断されることから、「存否応答拒否」となります。なお、本請求のような、ある特定の個人に結びつく内容やある特定の個人の事案に対する内容等が記載された文書の開示を御希望される場合は、公文書開示請求ではなく、保有個人情報開示請求を行うことができますので、御案内申し上げます。」と記載されていた。</p> <p>    この記載に照らすと、本件案内の内容は、個人に紐付いた請求については条例に基づく保有個人情報開示請求制度を利用するよう開示請求制度における一般的な案内したものであり、本件請求に係る保有個人情報の存在を前提としたものであるとは認められない。</p> <p>エ 審査請求人からは、別件請求の際に行われた保有個人情報開示請求の案内以外に本件請求に係る保有個</p> |  |       |            |

人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

；答 申 の 概 要

|  |  |       |            |
|--|--|-------|------------|
| 件名   | 自己の通報に関して実施機関が参酌した法令及び判例が記載された文書に係る非開示決定に対する審査請求（諮問第50号） |       |            |
| 本件保有個人情報   | 審査請求人の通報に対し実施機関が作成した記録書に記載された「法令や判例」が分かる文書（文書不存在）        |       |            |
| 主な非開示理由  | 条例第21条第3項（文書不存在）   |       |            |
| 実施機関   | 静岡県教育委員会   |       |            |
| 諮問年月日  | 令和5年2月21日  | 答申年月日 | 令和5年12月22日 |
| 主な論点   | 実施機関が条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。                          |       |            |
| <p><b>審査会の結論</b><br/>           実施機関の決定は妥当である。</p> <p><b>審査会の判断</b><br/>           当審査会は、本件審査請求について審査した結果、以下のとおり判断する。</p> <p>(1) 本件請求について<br/>           ア 本件請求は、別件請求に対し実施機関が開示した「教職員倫理110番通報記録書」（以下「記録書」という。）に記載された「法令や判例」（以下「法令等」という。）について具体的な資料の開示を求めたものである。<br/>           イ 実施機関は、別件請求に対し開示した文書以外に文書は作成しておらず、本件請求に係る保有個人情報は保有していないと主張する。<br/>           これに対し、審査請求人は、実施機関において自己の案件に係る審議が行われた際には、法令等が記載された文書は記録書に添付されていたにもかかわらず、記録書を保管する際には、記録書と法令等を一連の文書として綴じなかったものがあるから、本件請求に係る保有個人情報は存在するはずであると主張する。</p> <p>(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について<br/>           ア 当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関からは次のとおり説明があった。<br/>           (7) 記録書の法令等の記載は、一般的なハラスメントの基準が厚生労働省の指針や法令等に基づいて作成されたものであるという趣旨である。<br/>           (8) 教職員倫理110番制度において、判断根拠となった法令等が記載された資料を添付することは必須ではない。事案の担当者が、当該事案について所属長に報告するに当たって、関係法令に関する書類等を添付することもあるが、報告内容に記載した根拠について関係職員が当然に認識している内容であれば、法令等を添付しないこともある。<br/>           (9) 本件事案において、担当職員は、記録書の法令等の記載が上記（ア）の趣旨であること及び一般的なハラスメントの基準が法令等に基づいていることを関係職員が認識していると判断したため、法令等を添付しなかった。<br/>           イ 記録書を見たところ、「3 通報内容」欄には「別添メールのとおり」、「【通報者への対応】」欄には、「別添のとおり回答する。」と記載されており、別件請求に対し開示された審査請求人からのメール及び回答案を参照するように実施機関の担当者が指示し、「別添」として、そのとおり添付されていることが確認できた。一方で、法令等に係る記述部分に、「別添法令や判例等のとおり」というようには記載されておらず、単に「パワハラ3要件の基準については法令や判例等に基づいているものであり（略）」となっている。<br/>           当審査会事務局職員をして、実施機関に保管されている記録書の原本を確認させたところ、確かに審査請求人からのメール及び回答案が添付されていたが、それ以外のものは添付されておらず、本件請求に係る保有個人情報の存在は確認できなかった。<br/>           ウ 審査請求人は、実施機関の職員との電話でのやり取りから、記録書には当初法令等が添付されていたはずだと主張している。<br/>           しかしながら、審査請求人が口頭意見陳述において音声記録を再生した当該電話のやり取りにおいて、実施機関の職員は、「法令や判例が添付されていなかった」と説明しており、この説明は、当初法令等が添付されていたことを意味するとは認められない。<br/>           エ 審査請求人からは、実施機関の職員との電話記録以外に本件請求に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> |  |       |            |

答 申 の 概 要

|          |   |       |           |
|----------|---|-------|-----------|
| 件 名      | 特定事故に関する報告書に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第52号）              |       |           |
| 本件保有個人情報 | 審査請求人に係る事故の報告書に記載された個人情報                          |       |           |
| 主な非開示理由  | 条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報）<br>条例第17条第5号（犯罪の予防、捜査等情報） |       |           |
| 実施機関     | 静岡県警察本部長  |       |           |
| 諮問年月日    | 令和5年3月2日  | 答申年月日 | 令和6年3月18日 |
| 主な論点     | 実施機関が条例第17条第3号及び第5号に該当するとして非開示とした判断は妥当か。          |       |           |

審査会の結論

実施機関が部分開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別記に掲げる部分を除き、開示すべきである。

審査会の判断

本件保有個人情報には本件非開示部分以外の非開示部分も存在するが、審査請求人は本件非開示部分のみの開示を求めていることから、以下、本件非開示部分の見分結果も踏まえ、当該部分の非開示情報該当性について判断することとする。

(1) 本件非開示部分について

本件保有個人情報は、本件事故に係る審査請求人の110番通報を受け、本件事故の現場で対応した警察官が、当該通報に係る対応経過を記録するために作成した文書（以下「報告書」という。）に記載された個人情報であり、審査請求人が開示を求めている「7 その他参考事項」のほか、「1 発生日時」、「2 発生場所」、「3 当事者車両等」、「4 事故状況」、「5 対応日時」及び「6 対応状況」が記載されている。

当審査会で、本件非開示部分を見分したところ、1行目は見出し、2行目及び3行目には本文が記載されていた。本文に当たる部分には、現場で移動局及び警察官が対応したことを示す情報（以下「情報1」という。）の記載があり、情報1には、当該移動局の名称並びに当日の勤務シフト又は姓及び役職により当該警察官を判別することができる情報（以下これらを「情報2」という。）が含まれていた。

報告書のうち、「7 その他参考事項」以外の部分は、本来の意味での審査請求人を本人とする保有個人情報であるといえるのに対し、本件非開示部分が含まれる「7 その他参考事項」には、審査請求人、相手方及び事故車両に関する情報並びに実施機関がこれらに関わった情報の記載はなく、警察の内部管理情報のみが記載されていたと認められる。

(2) 非開示情報該当性について

ア 条例第17条第5号該当性の判断について

条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。犯罪の予防、捜査等情報は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要する特殊性が認められる。このことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報について、その判断の当否は、実施機関の第一次的判断を尊重し、合理性を有するものとして許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するものである。

したがって、条例第17条第5号に規定する非開示情報に該当するか否かについて実施機関の判断が違法となるかどうかを審理、判断するに当たっては、その判断が実施機関の裁量権の行使としてされたものであることを前提にして、それが合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、非開示の判断の基礎を欠くかどうか、あるいは、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかなど、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合に限り違法とすべきものである。

イ 本件非開示部分についての評価

諮問庁は、本件非開示部分を開示することにより、同様の緊急通報事案において臨場する車両台数、人数などの捜査体制及び平日夜間における当該警察署の勤務体制が明らかとなり、犯罪を企図する者がその間隙について犯行に及ぶおそれがあると説明する。

本件非開示部分のうち情報2に係る部分については、本件事故の現場で対応した移動局及び警察官の

情報が具体的に記載されている。これらの情報は、110番通報事案があった場合の当該地域及び時間帯の対応可能な所属や人員といった事案対処能力に係る情報であると認められる。

一方、本件非開示部分のうち、情報2に係る部分以外の部分については、見出し及び現場対応に係る一般的な記載であり、上記のような情報であるとは認められない。

よって、非開示となり得る範囲は、情報2に係る部分となるため、以下当該部分の非開示情報該当性について検討する。

#### ウ 違法性についての検討

情報2は、110番通報事案があった場合の当該地域及び時間帯における対応可能な人員といった事案対処能力に係る情報の一事例であり、当該情報を開示することによって、諮問庁のいう公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれが直ちに生じるとはいえない。

しかしながら、犯罪を企図する者が何らかの手法により当該情報を入手し、他の事例と照合することがあれば、本件事故に係る110番通報と同種の緊急通報事案があった場合における対応可能な所属や人員といった事案対処能力に係る情報を推測して、その間隙について犯行に及ぶことを容易にする情報であると認められる。

公共の安全と秩序の維持を目的とする警察がこのような事態が生じる可能性を排除しようと情報2を非開示としたことについて、上記のような情報2の性質から、非開示の判断が全く事実の基礎を欠いたり、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

#### エ 小括

上記のとおり、情報2を非開示としたことに違法な点はなく、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第17条第5号に該当し、非開示とすることが妥当である。

#### オ 条例第17条第3号該当性について

情報2のうち、現場で対応した警察官の姓については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

#### カ 結論

以上のことから、本件非開示部分のうち、情報2に係る部分については条例第17条第5号に該当すると認められるので、非開示とすることが妥当であるが、その余の部分は、同条第3号及び第5号のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

#### 別記

「7 その他参考事項」欄中の2行目6文字目から3行目1文字目まで

## 参考例規

ページ

|   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 情報提供の推進に関する要綱               | 66 |
| 2 | 知事の所管に属する出資法人の情報公開の推進に関する要綱 | 71 |
| 3 | 行政資料の収集に関する要綱               | 73 |
| 4 | 個人情報保護条例（令和5年4月1日 廃止）       | 76 |

### 【その他参考例規のURL】

- 1 静岡県情報公開条例  
⇒([https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/645/johokokaijourei210401.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/645/johokokaijourei210401.pdf))
- 2 知事が保有する公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱  
⇒([https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/645/johokokaihiyoyoko.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/645/johokokaihiyoyoko.pdf))
- 3 個人情報の保護に関する法律  
⇒(<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057/>)
- 4 個人情報の保護に関する法律施行条例  
⇒([https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/646/housekoujorei.pdf198](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/646/housekoujorei.pdf198))
- 5 知事が保有する保有個人情報が記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める要綱  
⇒([https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/646/chiji\\_hiyou.pdf224](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/646/chiji_hiyou.pdf224))

# 情報提供の推進に関する要綱

(平成15年3月14日制定)  
(平成17年3月25日改正)  
(平成17年6月29日改正)  
(平成19年4月1日改正)  
(平成20年3月31日改正)  
(平成22年3月31日改正)  
(平成24年3月22日改正)  
(平成30年7月3日改正)  
(令和2年2月27日改正)  
(令和3年3月31日改正)  
(令和3年7月30日改正)  
(令和4年3月25日改正)

## 第1 目的

この要綱は、自由閲覧に係る情報提供の総合的な推進を図ることにより、県行政の諸活動を明らかにして県行政の透明性を高めるとともに県行政に対する県民の理解を深め、県民の県行政への参加を促進し、もって開かれた県行政を一層推進することを目的とする。

## 第2 情報の公開

### 1 過程情報の公開

政策形成の過程における情報を公開するとともに、県民の多様な意見を把握し県民の意見を考慮して政策を決定することにより、県行政に対する県民の理解を深め、県民参加の促進を図る。

#### (1) 政策形成過程情報の公表

計画策定、制度制定及び予算編成の過程にある情報を公表する。

##### ア 計画策定及び制度制定に関するもの

次の(ア)に掲げるものの策定、制定又は改廃を行うときは、(ウ)に掲げるものを公表しなければならない。ただし、(イ)に該当する場合は、この限りでない。

##### (ア) 対象

- a 静岡県総合計画、各分野ごとの基本、中心となる計画及び県民の利害に関わる重要な計画
- b 県行政に関する条例
- c 県民の利害に関わる重要な規則、指導要綱等（以下「規則等」という。）

##### (イ) 適用除外

- a 軽微な改正又は改定に係るもの
- b 緊急性を要するもの
- c 法令又は条例に基づき、主として執行手続を定めるもの
- d 行政内部のみに適用されるもので、県民の権利義務に直接関わるものでないもの

##### (ウ) 公表するもの

- a 計画案概要  
静岡県総合計画及び施策展開表上の位置付け並びに策定又は改廃の趣旨及び計画の案の骨子を記載したものをいう。
- b 条例案概要  
静岡県総合計画及び施策展開表上の位置付け並びに制定又は改廃の趣旨及び条例の案の骨子を記載したものをいう。
- c 規則案概要  
静岡県総合計画及び施策展開表上の位置付け並びに制定又は改廃の趣旨及び規則等の案の骨子を記載したものをいう。
- d 審議会等の審議内容

(ア)に該当して(イ)には該当しないもののうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された委員会、懇話会等の附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の審議を経て策定、制定又は改廃を行うものについては、a、b又はcに加えて当該審議会等の提言等を含む審議内容全般（以下「提言等」という。）

##### (エ) 公表の時期

- a 計画案概要、条例案概要及び規則案概要

最終決定（条例の制定又は改廃にあっては、議案としての最終決定をいう。）がされる前の案が作成されたとき

- b 提言等  
審議会等の会議が終了した都度

イ 予算編成に関するもの

(ア) 公表するもの

- a 予算編成の方針  
予算編成要領通知
- b 予算に係る部局案  
一般会計、特別会計及び企業会計に係る歳出予算部局調整案の概要等

(イ) 公表の時期

- a 予算編成要領通知  
政策推進担当部長通知がされたとき
- b 歳出予算部局案の概要  
部局長から財政課長に予算関係調書の送付がされた後

(2) 県民意見提出手続

ア 対象

(1)アに規定するもののうち、次の(ア)に掲げる計画、条例（以下「計画等」という。）を策定、制定又は改廃しようとするときは、(1)に定める政策形成過程情報の公表に加えて県民に意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する県の考え方を公表する手続（以下「県民意見提出手続」という。）を行わなければならない。ただし、(イ)に該当する場合又は別に県民意見提出手続（以下「本手続」という。）と同様の趣旨の手続が制度化されている場合は、この限りでない。

(ア) 対象

- a 静岡県総合計画
- b 各分野ごとの基本、中心となる計画のうち重要なもの
- c 県行政に関する基本方針を定める条例
- d 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

(イ) 適用除外

- a 軽微な改正又は改定に係るもの
- b 迅速性又は緊急性を要するもの

(ウ) (ア)に定めるもののほか、本手続を行うことが望ましいと認められるものについては、本手続を行うことができる。

イ 公表するもの

- (ア) 公表しなければならないもの  
1 (1)ア(ウ)に定めるもの

(イ) 公表に努めるもの  
計画等の案について県民の理解に資する資料（以下「関係資料」という。）

ウ 公表の時期

- (ア) 計画案概要、条例案概要、規則案概要及び関係資料  
最終決定（条例の制定又は改廃にあっては、議案としての最終決定をいう。）がされる前の案が作成されたとき

(イ) 提言等  
審議会等の会議が終了した都度

エ 意見の提出期間

原則としてイに定めるものの公表の日から概ね1か月とし、イに定めるものの公表時に明示する。

オ 意見の処理

提出された意見を考慮して、計画等についての意思決定を行うとともに、これに対する考え方を公表しなければならない。

カ 特例措置

審議会等において、本手続に準じた手続を経て策定された答申又は提言に基づき、当該答申又は提言と実質的に同じ内容の計画等の案を立案する場合は、本手続を行わないことができる。

(3) 審議会等の公開

審議会等の会議を公開するとともに、会議録、会議資料等を公開する。

## ア 会議の公開

### (ア) 会議の公開基準

審議会等の会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- a 法令若しくは条例の規定又は知事が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、審議内容の公開が禁止されている場合
- b 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に関する調停、審査、審議又は調査を行う場合
- c 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

### (イ) 公開又は非公開の決定

- a 審議会等は、(ア)に定める公開基準に基づき、会議の公開又は非公開を決定する。
- b 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

### (ウ) 公開の方法等

- a 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- b 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会議の秩序の維持に努めなければならない。
- c 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

### (エ) 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、事前に県民に開催を周知するよう努めるとともに、報道機関に情報提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

## イ 概要調書、会議録及び会議資料の公開

### (ア) 審議会等の概要調書は、審議会等が設置されたときに作成し、公開する。

### (イ) 会議録及び会議資料の公開基準

審議会等の会議録及び会議資料は、公開する。ただし、ア(ア)の a、b 又は c のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

### (ウ) 公開等の決定

- a 審議会等は、(イ)に定める公開基準に基づき、会議録及び会議資料を公開するかどうかを決定する。
- b 審議会等は、公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

### (エ) 公開の時期

- a 概要調書  
審議会等が設置されたとき
- b 会議録  
会議終了後、1か月以内の日
- c 会議資料  
会議終了後、速やかに

## ウ 審議結果の公開

### (ア) 審議結果の公開基準

審議会等の審議結果である答申又は提言は、公開する。ただし、ア(ア)の a 又は b に該当する場合は、公開しないことができる。

### (イ) 公開等の決定

- a 審議会等は、(ア)に定める公開基準に基づき、答申又は提言を公開するかどうかを決定する。
- b 審議会等は、公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

### (ウ) 公開の時期

答申又は提言を行った後、速やかに

## 2 結果情報の公開

県行政の諸活動の結果を明らかにすることにより、県行政の透明性を高め、公正な県行政の執行と県民の信頼の確保を図る。

### (1) 事務事業及び予算の執行実績の公開

原則として、過去一年間に実施した事務又は事業の概要、予算の執行状況に関する情報（定期監査調書に準じて作成するもの）を公開する。

#### ア 対象情報

定期監査のための調書を作成する際に、当該調書に準じて作成するもので、その内容は次のとおりとする。ただし、職員の住所、勤務年数など個人に関する情報、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報は除外する。

- (ア) 部（局）の施策等の概要、事務事業の概要及び事業の根拠法令調
- (イ) 職員の職・氏名、担当事務等
- (ウ) 歳入歳出予算の執行状況、現金出納及び歳入歳出外現金の状況等
- (エ) 委託料、補助金、負担金、交付金及び利子補給金の支出状況
- (オ) 土木工事、建築工事及び補助工事の実施状況
- (カ) 財産関係
  - a 公有財産の状況及び出資金、基金、債権（貸付金等）の管理状況
  - b 借地借家、事務機器等債務負担行為、公有財産貸付・使用許可、職員公舎管理状況等
  - c 備品・図書、主要備品及び動物の管理状況
  - d 生産物の受払状況
  - e 試験研究の成果

イ 作成の時期

定期監査のための調書を作成するとき

ウ 公開の時期

定期監査の実施日の属する月の翌月の初日

(2) 食糧費及び会場借上料支出に関する情報の公開

県が主催した会議、懇談等に係る食糧費及び会場借上料の支出に関する情報を公開する。

ただし、用地取得交渉、企業誘致活動、重要事業の推進等に伴う地元関係者、企業等との会議、懇談等で、公にすることにより、事務又は事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、会議、懇談等で、公にすることにより、相手方の利益、信用等が不当に損なわれるおそれがある場合は公開しないことができる。

ア 対象情報

食料費及び会場借上料支出に関する情報のうち、次に掲げるもの。

- (ア) 対象年度
- (イ) 部局名及び所属名
- (ウ) 件名
- (エ) 債権者住所
- (オ) 債権者名
- (カ) 支出日
- (キ) 支出額

イ 公開の時期

支出日の属する月の翌々月の末日まで

(3) 県が取得した出資法人の財務諸表等の公開

県が取得した県出資法人の業務及び財務に関する情報を公開する。

ア 対象情報

県が出資又は出捐している公益社団法人及び公益財団法人で知事が所管するもの並びに県の出資又は出捐割合が25%以上の法人の概要調書及び当該法人から県が取得する次の情報

- (ア) 定款又は寄附行為
- (イ) 役員名簿
- (ウ) 営業報告書又は事業報告書
- (エ) 損益計算書又は収支計算書
- (オ) 正味財産増減計算書
- (カ) 貸借対照表
- (キ) 財産目録
- (ク) 事業計画書
- (ケ) 収支予算書

イ 公開の時期

法人の決算の承認に係る株主総会、総会又は理事会の終了後、1か月以内の日

3 公表又は公開の方法

- (1) インターネット上の県のホームページへの掲載  
1及び2の情報は、原則としてインターネット上の県のホームページに掲載する。
- (2) その他の公表又は公開方法

(1)のほか、公表又は公開する情報の性質、内容等に応じ、次の方法のうち効果的なものを選択して行う。

ア 静岡県公報への掲載

イ 県が発行する「県民だより」その他の広報紙等への掲載

ウ 印刷物の配布

エ 報道機関への情報提供

オ その他効果的と認められる方法

### 第3 特定開示情報の提供

第2に定める情報の公開のほか、同一の公文書につき複数回開示請求を受けてその都度当該公文書の全部を開示した場合で、県民の利便、行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を開示請求することなく閲覧することができるよう努めるものとする。

### 第4 その他

この要綱の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(政策形成過程情報の公表実施方針等の廃止)

2 次に掲げる方針は、廃止する。

(1) 政策形成過程情報の公表実施方針（平成14年2月26日総務部長通知）

(2) 県民意見提出手続実施方針（平成14年2月26日総務部長通知）

(3) 審議会等における会議の公開実施方針（平成13年10月9日総務部長通知）

(4) 審議会等の会議録及び会議資料の自由閲覧実施方針（平成10年8月26日総務部長通知）

(5) 事務・事業の実績の自由閲覧の実施方針（平成10年3月26日総務部長通知）

(6) 情報公開の充実に関する取扱方針（平成9年1月29日総務部長通知）

(7) 出資法人の財務諸表等の自由閲覧実施方針（平成10年6月25日総務部長通知）

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 知事の所管に属する出資法人の情報公開の推進に関する要綱

(平成13年3月22日制定)

(平成19年4月1日改正)

(平成20年3月31日改正)

(平成22年3月31日改正)

(平成31年3月28日改正)

(令和4年3月25日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第31条第2項の規定に基づき、知事の所管に属する出資法人の情報公開の推進に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「出資法人」とは、条例第31条第1項に規定する出資法人のうち、知事の所管に属するものをいう。

(知事の責務)

第3条 知事は、出資法人が条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に努めるよう次に掲げる事項について指導するものとする。

(1) 出資法人が保有する文書を開示するために必要な制度の整備及び運用

(2) 出資法人が保有する情報を提供する施策

(所管課の長の指導、助言等)

第4条 出資法人を所管する課（以下「所管課」という。）の長は、前条の規定に基づき、出資法人ができるだけ早い時期にその保有する文書を開示するために必要な制度を整備するよう、必要な指導又は助言を行うものとする。

2 所管課の長は、出資法人からその保有する文書の開示可否に関する意見を求められたときは、それに応ずるものとする。

3 所管課の長は、出資法人に対して文書開示に関する異議の申出があった場合であって、出資法人から協議を求められたときは、それに応ずるものとする。

4 所管課の長は、出資法人に対して文書開示に関する異議の申出があった場合で、必要があると認めるときは、異議の申出者、当該異議の申出に係る出資法人の役職員その他の関係者に対し、質問し、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(実績の報告)

第5条 所管課の長は、毎年度の年度当初に前年度の出資法人の情報公開の実施状況を取りまとめ、法務課長へ報告するものとする。

(出資法人の告示)

第6条 出資法人の名称等は、別に告示するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 行政資料の収集に関する要綱

(平成元年9月21日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、情報提供施策の充実を図るため、県民サービスセンター等において県民の利用に供する行政資料の円滑かつ適正な収集について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「県」とは、知事、県議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

2 この要綱において「所属長」とは、前項に掲げる機関の課(室)長及び出先機関、学校、警察署等の長をいう。

3 この要綱において「行政資料」とは、次に掲げるもの(静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58条)第7条各号に該当する情報が記録されているものを除く。)をいう。

(1) 県が作成した報告書、事務事業概要書、統計書、事務手引書等の刊行物(パンフレット及びリーフレット、ポスター等の啓発資料を除く。)、ビデオテープ等

(2) 国、市町村等が作成した前項に掲げる刊行物、ビデオテープ等で、県が取得したものの

(作成した行政資料の送付等)

第3条 所属長は、行政資料を作成したときは、別表に定める部数を静岡県知事戦略局広聴広報課長(以下「広聴広報課長」という。)に送付するものとする。ただし、別表に定める部数を送付することが困難であるときは、その可能な部数を広聴広報課長に送付するものとする。

2 所属長は、行政資料の印刷を、出納局用度課を通じて行うときは、契約業者から広聴広報課に納入させることにより前項の規定による送付に代えるものとする。この場合において、所属長は、あらかじめ仕様票にその旨を表示し、用度課長の確認を受けるものとする。

3 広聴広報課長は、第1項又は前項の規定により送付を受けた行政資料を第1項ただし書きの場合を除き、別表に定めるところにより県民サービスセンター等へ配布するものとする。

(取得した行政資料の送付)

第4条 所属長は、県民の閲覧に供することが適当と認める行政資料を取得したときは、その1部を広聴広報課長に送付するものとする。ただし、当該行政資料が事務の執行上これを当該所属に保管する必要があるものである場合においては、この限りでない。

(行政資料の作成状況の把握)

第5条 広聴広報課長は、毎月、県の作成に係る行政資料の印刷の状況を把握すること等により、行政資料の的確な収集に努めるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、行政資料の収集に関し必要な事項は、知事戦略局長が定める。

附則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

| 作成者 | 送付先及び部数     | 配布先及び部数   |
|-----|-------------|---|
| 所属長 | 広聴広報課長 19 部 | 県民サービスセンター 1 部<br>経営管理部総務局文書課 1 部<br>財務事務所 各 1 部<br>西部農林事務所総務課天竜分室 1 部<br>県立中央図書館 2 部<br>国立国会図書館 5 部<br>静岡県総合教育センター 1 部 |

備考 ビデオテープ等の視聴覚資料にあつては、広聴広報課長に 1 部送付し、県民サービスセンターに配布するものとする。

静岡県個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第5条—第14条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示(第15条—第27条)
  - 第2節 訂正(第28条—第34条の2)
  - 第3節 利用停止(第35条—第39条)
  - 第4節 審査請求(第39条の2—第42条)
  - 第5節 他の制度との調整(第43条)
- 第4章 静岡県個人情報保護審査会(第44条—第49条)
- 第5章 雑則(第50条—第52条)
- 第6章 罰則(第53条—第57条)
- 附則
  - 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者並びに静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「公立大学法人等」という。)をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員(議会にあっては議会の事務局の職員に限り、公立大学法人等にあってはその役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- 8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 9 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。  
(一部改正〔平成16年条例56号・17年26号・18年65号・20年60号・21年70号・27年41号・29年24号・30年13号〕)

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1号、第2号及び第4号に規定する個人情報並びに同法第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - (2) 静岡県統計調査条例(平成20年静岡県条例第57号)第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - (3) 静岡県立中央図書館その他の県又は公立大学法人等の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報
- 2 第3章の規定は、個人情報保護法その他の法律の規定により同法第5章第4節の規定が適用されないこととされた個人情報(前項第1号に掲げるものを除く。)については、適用しない。  
(一部改正〔平成17年条例26号・18年65号・20年57号・60号・21年13号・30年13号〕)

(実施機関の責務等)

- 第4条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。  
第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第5条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
  - 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(取得の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるとき(特定個人情報を取得する場合を除く。)は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から取得することができないとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (6) 国、独立行政法人等(個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- (7) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取得するとき。
- (8) 事務の性質上、本人から取得したのでは当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき(特定個人情報を取得する場合を除く。)は、この限りでない。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取得するとき。
- (2) 事務の適正な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないとき。

4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報(特定個人情報を除く。)が取得されたときは、当該個人情報は、第2項第1号に該当して取得されたものとみなす。

(一部改正〔平成17年条例26号・27年41号・30年13号〕)

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(一部改正〔平成17年条例26号・30年13号〕)

(正確性の確保)

第8条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託等に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報の取扱いを委託する場合又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合においては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者又は指定管理者は、受託した業務又は公の施設の管理に関する業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(一部改正〔平成17年条例26号〕)

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(一部改正〔平成17年条例26号・27年41号〕)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(追加〔平成27年条例41号〕、一部改正〔平成27年条例41号〕)

第11条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。  
(追加〔平成27年条例41号〕)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第12条 実施機関は、第11条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

(電子計算機等の結合による提供に係る保護措置)

第13条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が随時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(個人情報取扱事務の登録)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている公文書を用いる事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿(第3項及び第4項において「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (4) 個人情報の利用目的
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 前号の個人情報の記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の取得方法
- (8) 個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員(議会の議員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下この号において同じ。)又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
- (3) 犯罪の捜査又は公訴の維持に関する事務

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、同項第5号の個人情報の記録項目の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を登録せず、又は登録簿を作成しないことができる。

4 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から抹消しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例26号・18年65号・30年13号〕)

### 第3章 開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

##### (開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「保有特定個人情報代理人」と総称する。))は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

##### (開示請求の手続)

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人)であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

##### (保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示することにより、開示請求者(第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。)である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 議会における会派又は議員個人の活動に関する情報であつて、開示することにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(一部改正〔平成17年条例26号・19年56号・27年41号・30年13号〕)

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求

者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(一部改正〔平成30年条例13号〕)

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報(第17条第1号に規定する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第7条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった場合において、直ちに開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由の記載等)

第22条 実施機関は、前条第1項又は第3項の決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条第1項又は第3項の書面に記載しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第23条 第21条第1項又は第3項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通

知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

#### (事案の移送)

- 第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
  - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

#### (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第25条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
    - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
    - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。
  - 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例26号〕)

#### (開示の実施)

- 第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示を受ける者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第15条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

(費用負担)

第27条 保有個人情報が記録された公文書(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 保有個人情報が記録された公文書(電磁的記録に限る。)の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第28条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人)は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行なければならない。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人)であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

(保有個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第32条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内になければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第31条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

第34条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録に限る。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(いずれも当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(全部改正〔平成29年条例24号〕)

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定

に違反して保有されているとき、第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求をすることができる。

3 第1項の規定による利用停止の請求(以下「保有個人情報利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内になしなければならない。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

第35条の2 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 保有特定個人情報代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「保有特定個人情報利用停止請求」という。)をすることができる。

3 保有特定個人情報利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にななければならない。

(追加〔平成27年条例41号〕、一部改正〔平成27年条例41号・29年24号〕)

(利用停止請求の手続)

第36条 保有個人情報利用停止請求及び保有特定個人情報利用停止請求(以下「利用停止請求」と総称する。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(第35条第2項又は前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること又は保有個人情報の本人の保有特定個人情報代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(一部改正〔平成27年条例41号〕)

(保有個人情報の利用停止義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、

当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第39条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(一部改正〔平成27年条例58号〕)

(公立大学法人等に対する審査請求)

第39条の2 公立大学法人等がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は公立大学法人等に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該公立大学法人等に対し、審査請求をすることができる。

(追加〔平成18年条例65号〕、一部改正〔平成20年条例60号・27年58号〕)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第39条の3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(追加〔平成27年条例58号〕)

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、速やかに、静岡県個人情報保護審査会に諮問をしなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- (一部改正〔平成18年条例65号・27年58号〕)

(諮問をした旨の通知)

- 第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (一部改正〔平成27年条例58号〕)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第42条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- (一部改正〔平成27年条例58号〕)
- 第5節 他の制度との調整

(他の制度との調整)

- 第43条 法令等の規定により、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)を閲覧し、若しくは縦覧し、又は保有個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるところによる。
- 2 法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令等の定めるところによる。
- 3 法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。この場合において、第28条第1項、第35条第1項又は第35条の2第1項の規定の適用については、法令等の規定により受けた開示は、第26条第1項の規定により受けた開示とみなす。
- 4 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。
- (一部改正〔平成27年条例41号〕)
- 第4章 静岡県個人情報保護審査会

(静岡県個人情報保護審査会)

- 第44条 第40条の諮問に応じ調査審議するため、静岡県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見

を述べることができる。

- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (審査会の調査権限)

第45条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(一部改正〔平成27年条例58号〕)

#### (意見の陳述)

第46条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(一部改正〔平成27年条例58号〕)

#### (意見書等の提出)

第46条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(追加〔平成27年条例58号〕)

#### (提出資料の写しの送付等)

第46条の3 審査会は、第45条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(追加〔平成27年条例58号〕)

(調査審議手続等の非公開)

第47条 第40条の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第48条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(一部改正〔平成27年条例58号〕)

(規則への委任)

第49条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成17年条例26号〕)

#### 第5章 雑則

(苦情処理)

第50条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行状況の公表)

第51条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 第6章 罰則

(追加〔平成17年条例26号〕)

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(追加〔平成17年条例26号〕)

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(追加〔平成17年条例26号〕)

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(追加〔平成17年条例26号〕)

第56条 第44条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
(一部改正〔平成17年条例26号・27年58号〕)

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。  
(追加〔平成17年条例26号〕)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 3 情報公開条例附則第2項第1号の公文書に記録された保有個人情報については、第3章第1節から第3節までの規定は、適用しない。
- 4 平成12年10月27日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、第17条第3号ウの規定は、適用しない。  
(静岡県情報公開条例の一部改正)
- 5 静岡県情報公開条例の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則(平成16年12月24日条例第56号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定中「監査委員」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分、第6条第2項第6号の改正規定中「実施機関以外の県の機関、」を削る部分、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第6条第3項ただし書の改正規定、第11条第2項第3号の改正規定中「県の機関(当該実施機関を除く。)」を「他の実施機関」に改める部分、第14条第1項の改正規定、同条第2項に1号を加える改正規定及び同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務(改正後の静岡県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第14条第1項の個人情報取扱事務をいう。以下同じ。)(議会に係るものに限る。))についての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年静岡県条例第26号)の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行(附則第1項ただし書の規定による施行をいう。))の際現に行われている個人情報取扱事務(公安委員会及び警察本部長に係るものに限る。))についての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年静岡県条例第26号)の施行(同条例附則第1項ただし書の規定による施行をいう。))の日以後、遅滞なく」とする。
- 4 新条例第17条及び第25条第1項の規定は、この条例の施行後にされた開示請求(新条例第15条第2項の開示

請求をいう。以下この項において同じ。)について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

- 5 静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号)附則第2項第2号及び第3号の公文書に記録された保有個人情報(新条例第2条第3項の保有個人情報をいう。)については、新条例第3章第1節から第3節までの規定は、適用しない。

(静岡県都市公園条例の一部改正)

- 6 静岡県都市公園条例(昭和38年静岡県条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

- 7 静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置、管理及び使用料に関する条例(平成2年静岡県条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(静岡県地域交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 8 静岡県地域交流プラザの設置及び管理に関する条例(平成8年静岡県条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

- 9 静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例(平成12年静岡県条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(静岡県武道館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

- 10 静岡県武道館の設置、管理及び使用料に関する条例(平成14年静岡県条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年12月26日条例第65号)

(施行期日)

- 1 この条例は、静岡県公立大学法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施機関(改正前の静岡県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が作成し、又は取得した保有個人情報(旧条例第2条第3項の保有個人情報をいう。)であって、施行日以後において静岡県公立大学法人の役員又は職員が組織的に利用するものとして静岡県公立大学法人が保有することとなるものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人の役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報(改正後の静岡県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第2条第3項の保有個人情報をいう。)とみなす。

- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により静岡県公立大学法人に対してされた開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人が行った新条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定とみなす。

附 則(平成19年7月13日条例第56号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第57号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第60号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人静岡県立病院機構の成立の日から施行する。  
(静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に実施機関(改正前の静岡県個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が作成し、又は取得した保有個人情報(旧個人情報保護条例第2条第3項の保有個人情報をいう。)であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が組織的に利用するものとして地方独立行政法人静岡県立病院機構が保有することとなるものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報(改正後の静岡県個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)第2条第3項の保有個人情報をいう。)とみなす。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により地方独立行政法人静岡県立病院機構に対してされた開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に効力を有する旧個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構が行った新個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定とみなす。

附 則(平成21年3月17日条例第13号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日が地方独立行政法人静岡県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(平成20年静岡県条例第60号)の施行の前日である場合には、同条例第5条のうち静岡県個人情報保護条例第3条第1項第5号の改正規定中「第3条第1項第5号」とあるのは、「第3条第1項第3号」とする。

附 則(平成21年12月25日条例第70号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公立大学法人静岡文化芸術大学の成立の日から施行する。  
(静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 附則第2項の規定により公文書とみなされた文書等に記録された個人情報(改正後の静岡県個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)第2条第2項の個人情報をいう。)であって、施行日以後において公立大学法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が組織的に利用するものとして公立大学法人静岡文化芸術大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡文化芸術大学の

役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報(新個人情報保護条例第2条第3項の保有個人情報をいう。)とみなす。

附 則(平成27年7月21日条例第41号)

この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の施行の日(平成27年10月5日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中静岡県個人情報保護条例第17条第3号及び第7号の改正 公布の日
- (2) 第1条中静岡県個人情報保護条例第6条第4項の改正 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)
- (3) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成27年12月25日条例第58号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。  
(静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 実施機関(この条例による改正前の静岡県個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものに関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月24日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第13号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務(第1条の規定による改正後の静岡県個人情報保護条例(以下この項において「新条例」という。)第14条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。)であって、同項第5号の個人情報の記録項目に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「行っているときは、静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例の一部を改正する条例(平成30年静岡県条例第13号)の施行の日以後、遅滞なく」とする。

附 則(令和3年3月26日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行する。  
(静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に実施機関(改正前の静岡県個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が作成し、又は取得した保有個人情報(旧個人情報保護条例第2条第5項の保有個人情報)であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報(改正後の静岡県個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)第2条第5項の保有個人情報をいう。)とみなす。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項、

第35条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項、第35条第1項若しくは第2項の規定により公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対してされた開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。

- 7 この条例の施行の際現に効力を有する旧個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が行った新個人情報保護条例21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定とみなす。

附 則（令和4年3月29日条例第14号抄）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。ただし、第34条の2の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月27日条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

（静岡県個人情報保護条例の廃止）

- 2 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）は、廃止する。

静岡県の情報公開・個人情報保護  
(令和5年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況年次報告書)

令和6年12月 発行

編集・発行 静岡県経営管理部法務課  
〒420-8601  
静岡市葵区追手町9番6号  
電話 (054)221-3306・2910

